

令和2年決算特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年10月23日(金) 午前 9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	久保 史睦 君
委員	山口 仁美 君	委員	松枝 正浩 君
委員	川窪 幸治 君	委員	愛甲 信雄 君
委員	徳田 修和 君	委員	松元 深 君
委員	厚地 覚 君	委員	植山 利博 君
委員	下深迫 孝二 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員	山田 龍治 君	議員	宮田 竜二 君
議員	鈴木 てるみ 君		

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	猿渡 千弘 君	まちづくり調整監	池水 清人 君
建設政策課長	川路 和幸 君	建設施設管理課長	園畑 精一 君
土木課長	西元 剛 君	建築住宅課長	侍園 賢二 君
建築指導課長	谷口 比寿志 君	都市計画課長	三島 由起博 君
区画整理課長	馬渡 孝誠 君	建築住宅課長補佐	杢田 信幸 君
区画整理課長補佐	市来 秀一 君	建設政策課主幹	笛田 純一 君
建設政策課主幹	八ヶ代 秋吉 君	建設施設管理課主幹	養田 健 君
建設施設管理課	鶴園 裕之 君	建設施設管理課主幹	落水田 剛 君
土木課主幹	八重山 純一 君	建築住宅課主幹	鶴ヶ野 浩二 君
都市計画課主幹	肥後 克典 君	都市計画課主幹	深迫 康幸 君
区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君	建設施設管理課道路管理グループ長	尾辻 善尋 君
土木課道路整備第1グループ長	丸山 省吾 君	土木課道路整備第2グループ長	立山 和幸 君
建築住宅課住宅グループ長	和田 清仁 君	建築住宅課建築第1グループ長	泊 則男 君
建築指導課建築指導グループ長	中澤 クミ子 君	建築指導課建築審査グループ長	福盛 忍 君
建設政策課政策Gサブリダー	豊田 理津子 君	建設施設管理課公園管理Gサブリダー	桑幡 孝志 君
建築住宅課建築第1Gサブリダー	林 謙一郎 君	建築住宅課建築第2Gサブリダー	新鍋 周平 君
区画整理課業務第1Gサブリダー	福田 覚 君		
霧島総合支所副総合支所長兼市民生活課長	仮屋園 修 君	霧島総合支所市民生活課主幹	松元 政和 君
霧島総合支所市民生活課温泉Gサブリダー	冷水 辰雄 君		
上下水道部長	坂之上 浩幸 君	水道管理課長	久木元 直仁 君
水道工務課長	上小園 伸一 君	下水道課長	池之上 淳 君
水道管理課長補佐	吉永 利行 君	水道管理課主幹	田之上 博 君
水道工務課主幹	下村 英明 君	下水道課主幹	八反田 竜一 君
水道管理課工務第1グループ長	安田 善郎 君	水道工務課工務第2グループ長	小瀨 健一 君
下水道課下水道業務グループ長	瀧間 宏 君	水道管理課水道政策グループサブリダー	藤田 守孝 君
水道工務課工務第2グループサブリダー	深水 孝志 君	水道管理課水道業務グループサブリーダー	渡部 司 君

下水道課業務Gサブリーダー 小島 崇 君 下水道課工務Gサブリーダー 米松 勝利 君  
下水道課工務グループ主査 崎山 康仁 君 水道管理課水道政策グループ主任主事 函師 聖士 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原田 美朗 君

7 本委員会への付託案件のうち、本日の審査及び議決案件は、次のとおりである。

議案第67号 令和元年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 令和元年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 令和元年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 令和元年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 令和元年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 令和元年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 令和元年度霧島市水道事業会計決算認定について

議案第74号 令和元年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

議案第75号 令和元年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について

議案第76号 令和元年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

議案第77号 令和元年度霧島市病院事業会計決算認定について

議案第78号 令和元年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について

議案第79号 令和元年度霧島市下水道事業会計決算認定について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（前島広紀君）

本日の決算関係議案は13件の審議を行います。まずその前に、農政畜産課から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

昨日、厚地委員から質問のありました第12回全国和牛能力共進会推進事業の分娩頭数についての回答と、霧島市家畜導入資金貸付基金の育成牛の表現について、訂正いたします。まず、第12回全国和牛能力共進会推進事業の分娩頭数については平成29年度が40頭、平成30年度が21頭、令和元年度が3頭となっております。続きまして、霧島市家畜導入資金貸付基金の貸付年数を育成牛が3年と答弁いたしました。育成牛だけでなく、4歳未満の繁殖牛も含まれますので、育成牛及び4歳未満の繁殖牛に訂正お願いいたします。申し訳ございませんでした。

○委員（厚地 覺君）

この分娩頭数の雌、雄の内訳はどうなっていますか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

平成29年度が、雌15頭、去勢が25頭。平成30年度が、雌が9頭、去勢が12頭。令和元年度が、雌が1頭、去勢が2頭となっております。

○委員長（前島広紀君）

以上で、農政畜産課の申出を終了いたします。

#### △ 議案第72号 令和元年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（前島広紀君）

昨日に引き続き審査を行います。まず、議案第72号、令和元年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳

出決算認定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第72号、令和元年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定についての決算概要につきまして、説明申し上げます。決算書の248ページ～264ページ、霧島市温泉供給事業は、霧島地区及び牧園地区で行っており、歳入歳出予算現額は、7,292万4,000円で、歳入調定額は8,337万2,485円、収入済額は7,115万1,165円、不納欠損額は0円、収入未済額は1,222万1,320円、支出済額は6,703万8,990円、翌年度への繰越額は0円、不用額は588万5,010円であります。また、歳入歳出差引残額は411万2,175円となっております。支出済額の内訳として、総務費は6,703万8,990円で、人件費、施設管理に係る費用および導水管の布設替に係る工事請負費などであります。決算に係る主要な施策の成果等については、霧島総合支所市民生活課長が説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○霧島副総合支所兼市民生活課長（仮屋園修君）

主要な施策の成果148ページ、霧島市温泉供給事業は、令和元年度末現在、霧島地区では旅館及び病院などの営業用が24件、共同浴場が6件、家庭用が255件の計285件、また、牧園地区では21件、両地区で合計306件へ供給しており、観光の振興や住民の健康増進を図っているところであります。現状としまして、霧島地区では、蒸気井の蒸気は温度低下はなく、温泉量も確保できており安定した供給をすることができております。また、牧園地区でも大きな故障等もなく安定した状態で供給をすることができております。これからも、安定供給を行うため、現在の施設を適正に維持し、今後も老朽化に伴う導水管の布設替工事等を計画的に進めてまいります。令和元年度中の具体的措置としましては、導水管の老朽化に伴う破損の恐れがあったため、両滝水源導水管を44m布設替工事を実施しております。以上で、令和元年度霧島市温泉供給特別会計決算の内容説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

それでは主要な施策の成果に関連してお尋ねいたします。まず、全体延長が何mあり、令和元年度までの施工延長済みがどのぐらい。そして、実施率がどのぐらいかということをお示してください。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

導水管の総延長が2,437mあります。そのうち計画延長が832m、前年度までが747m終了しております。今年度とそれ以降が75m計画しております。

○委員（松枝正浩君）

全体が2,437mありまして計画が832mということで、残りの1,605mは特に扱わなくてもいいというような認識でよろしいでしょうか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

今度の計画では、計画はしておりません。

○委員（松元 深君）

この計画であと75mというのは敷設ではなくて、露出管の計画だと思うんですが、そういう認識でよろしいのでしょうか。それが済めばあとは地中に埋まった所か確認をお願いいたします。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

露出管があと75mありまして、計画に入れていない部分が埋設管になります。

○副委員長（久保史睦君）

今回のこの工事に伴って、50年以上経過していて古くなったから変えたということなんですけれど、当時とまた配管の素材も変わってきているわけじゃないですか。今度、配管をいれたものは、

今後どれぐらい耐久性があるのかっていうのは見込みが出ているんですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

基本的に水道の場合、今、配管は50年を見越してされますので、そういう配管を使っております。

○委員（前川原正人君）

未収金の部分があるわけですけど。これの主な未収金になっている理由ですね。とりあえずそのことをお聴きしておきたい。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

未収金の主な理由といたしましては、以前、新燃岳の噴火等で、収入減になったホテル等が、若干含まれておまして、令和元年度の未収金につきましても、コロナ関係での収入が若干減ったホテル・旅館等が主な理由であります。

○委員（前川原正人君）

社会情勢というか、様々な要件が重なって、こういう状況になっていると思うんですけども、その辺の自己責任ではない部分もあると思うんですけど、その辺の手当てというんですかね、その部分については、対応はするおつもりはないわけですか。今年度以降。

○霧島副総合支所長兼市民生活課長（仮屋園修君）

先ほどありましたように新燃の影響ということもあるんですが、あと、この特別会計につきましては、営業用から福祉、それから家庭用、様々な方々の使用料で成り立っている会計でございますので、現在のところは、特に営業の方をとすることは、考えてはないところです。

○委員（松元 深君）

以前から、未収金が滞っているところが、一部あるんですが、その分についての回収は順調に進んでいるのか、営業停止をしているのかお伺いいたします。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

1件、営業して未収金があるところがあるんですが、現在は、現年度分を優先していただいて、あと過年度分に関しましては分納という形をお願いしているところでございます。また、分納分につきましては、コロナの影響で若干滞っている面はありますが、これからも継続して納入をお願いしていきたいと思っております。

○委員（松元 深君）

私が聴いたのは、営業用ではなくて、別荘地の中の集落で延滞が発生していたと思うんですが、その分は少し解決できているのかお伺いします。

○霧島副総合支所長兼市民生活課長（仮屋園修君）

以前、この議会でも、陳情とか出された経緯があるかと思えます。その後、正式にこちらに協議ということはないんですが、1回、自治会の代理の方というのが来られて、ここの温泉について、また今後進めていこうと考えているということではおっしゃられたところですが、具体的に、私たちのほうに、何かの要望とか、それから現在の状況に向こうからお伝えされるとか、そういうことはまだ正式にはないです。

○委員（松元 深君）

ということは未収金が残っているのは、そのままの状態ということでよろしいでしょうか。

○霧島副総合支所長兼市民生活課長（仮屋園修君）

そのとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの関係で、未収金の部分ですけど、現年度分が162万7,300円。それで滞納繰越分が1,059万4,020円ということになっておりますけれど、現年度分徴収を努力していくという方向性なんですけれど、その滞納繰越分が一番古い年度で大体いつぐらいからの部分が滞納繰越分として、未収金

として残っているのか、お知らせいただけますか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

一番古い部分に関しましては、平成16年からの分になります。

○委員（前川原正人君）

それは、平成16年と言いますと、もう16年ぐらい前ですか。だとするならば、例えば手続き上、支払い能力は問われるわけですけれども、どうしても無理な場合は例えば不納欠損で処理をするとか、そういう検討も今後必要になってくると思うんですけれども、そういう部分での議論がどのようにされているのか、お知らせいただけますか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

この分に関しては先ほど申し上げたとおり、分納で納めていただいているところなんですけど、そこら辺もまた検討していきたいと思います。

○委員（厚地 覺君）

共同浴場が6件あるわけですけれども。これには全てメーター器は付いてるわけですか。それとも、共同ですから垂れ流しですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

メーター器は付いております。ただ計量性と定量性がありまして、一部定量性というところもあります。

○委員（厚地 覺君）

霧島が285件。牧園が21件。計306件ですけれども、これにはまだ余力があるんですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

お湯の量的にはあると思います。ほかにもある程度供給は可能だと思っております。

○委員（厚地 覺君）

だったら牧園の民間から比べて加入金も安いわけですから、PRして、給湯数を増やす考えは今後ないんですか。

○霧島副総合支所長兼市民生活課長（仮屋園修君）

まだ余力があるということなんですけど、これから新規に大規模な契約とか営業が始まるものから、一応そこら辺の使用を見ながら、その後、検討していきたいと思います。

○委員（徳田修和君）

基金運用状況審査意見書を見ているんですけれども、53ページです。下に収入済額の所で示されているんですけれども、ここの部分の加入金と使用料及び手数料、若干ですけれども増額がある部分、ここの背景、経緯、内容の説明を求めます。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

加入金の増額につきましては、平成30年度は、加入者がゼロだったわけですが、令和元年度につきましては、1件の新規加入と用途変更に関する加入金で61万6,000円ということで、今年度歳入されております。使用料及び手数料につきましては、蒸気のほうを貸付けをしているわけですが、こちらの単価が上がりまして、その分が若干増えているところでございます。

○委員（徳田修和君）

蒸気の貸付けというのは主にどのようなものになるのか、お示しいたきたい。

○霧島総合支所市民生活課主幹（松元政和君）

井戸自体を、貸しております。その蒸気量として、使用料ということで、こちらに歳入されているものでございます。

○委員（植山利博君）

基金の状況を見ると300万円ほど増えていますよね。今までの流れからすると、基金の状況も増え

ている中で、持続可能な健全な運営がなされているという理解でよろしいですか。

○霧島副総合支所長兼市民生活課長（仮屋園修君）

そのとおりでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第72号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 9時23分」

「再 開 午前 9時26分」

#### △ 議案第67号 令和元年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第67号、令和元年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、建設部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

それでは、令和元年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、建設部の総括説明をいたします。決算書の112から113ページ、土木費の予算現額の総額49億2,560万円、支出済額33億8,858万1,151円、翌年度への繰越額12億7,432万3,000円、不用額2億6,269万5,849円であります。なお、この土木費の中には、総務部工事契約検査課に係る費用も含まれております。決算書の146～147ページ、次に、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費は予算現額4億1,033万円で、支出済額2億6,227万9,232円、翌年度への繰越額7,490万8,000円、不用額7,314万2,768円であります。主なものは土木施設の災害復旧に係る費用であります。以上で、建設部関係の総括説明を終わりますが、各課の決算に係る主要な施策の成果等については各担当課長が説明しますので、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○建設政策課長（川路和幸君）

建設政策課分につきまして御説明いたします。主要な施策の成果につきましては90ページ、決算書につきましては112ページから119ページでございます。土木総務費の未登記整備事業につきましては、合併後、公共事業用地の未登記の原因調査・証拠書類等の保管状況調査を実施いたしました。未登記原因の顛末書類がほとんど残存せず、当時の登記承諾書及び地積測量図等も現行の不動産登記法に適用できないことなどが判明しましたので、外部への業務委託により、土地調査等を実施しながら未登記の解消に努めているところです。令和元年度の成果と致しましては土地調査32筆のほか、前年度までの測量済箇所や当年度に測量を行い作成した登記書類に基づき、20筆の未登記を処理し、私権の設定等を防止できたことにより、公有財産の適正な管理が図られました。以上で、建設政策課分の説明を終わります。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

続きまして、建設施設管理課分につきまして御説明いたします。令和元年度決算に係る主要な施策の成果について御説明いたします。主要な施策の成果については91ページから96ページ。決算書については112ページから115ページ、118ページから121ページ、146ページから147ページでございます。まず、主要な施策の成果につきましては91ページ、決算書につきましては112ページから113ページでございます。土木総務費では、道路改良工事などにより道路現況に変更が生じた道路の台帳補正と橋梁台帳整備などに、委託料540万9,000円を執行し、道路台帳と橋梁台帳の整備が整いまし

た。これにより交付税の基礎となる道路数値や道路台帳図補正データ更新ができ、システムによる市道確認が容易になり許認可申請に対する利便性・迅速化を図ることができました。次に、主要な施策の成果につきましては92ページから94ページ、決算書につきましては112ページから115ページでございます。道路橋梁維持費の道路橋梁維持総務管理事務事業では、工事請負費86万4,000円を執行し、市道姫城中央線の老朽化した街路灯を撤去し、通行車両や歩行者の安全を確保しました。地方改善施設整備事業では工事請負費として760万円で、福山地区の市道土地改良区19号線の道路維持工事を実施し、地域の利便性の向上と安全性の確保を図りました。道路維持改良事業では、委託料として338万4,000円で9件の測量設計を行いました。工事請負費では3,654万7,840円で市道牧場～龍石線など7件を執行し、舗装や側溝等の改修を行い、通行の安全を図りました。公有財産購入費に69万9,209円、補償補填及び賠償金3万5,991円を執行し工事箇所の用地を確保しました。道路維持管理事業では、修繕料1億8,873万3,805円で道路の舗装や側溝などの修繕を603箇所行いました。また、委託料9,594万2,664円で、道路管理業務、草払い、街路樹管理などを委託し、通行の安全や危険防止を図り地域住民の要望に応えることができました。橋梁長寿命化修繕事業では、委託料3,897万4,320円で下桑ノ丸橋など4件の橋梁補修設計業務と3件の橋梁定期点検業務の委託、また、工事請負費1億2,527万6,000円、うち繰越4,939万7,600円で橋梁補修工事5件を執行し、清水橋など5橋、うち繰越2橋の修繕が完了したことで、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の長寿命化を図ることができました。道路アダプト制度事業では、令和元年度に5団体が脱退したものの、6団体の新規登録、うち活動再開1団体があり合計65団体となり、89路線約63kmで活動をしていただき、主要道路の環境・景観及び機能の維持保全が図られました。道路施設防災安全対策事業では、委託料572万9,360円、うち繰越315万3,600円で日当山地区生活道路対策エリア計画書作成業務など2件の設計業務を委託し、また工事請負費5,960万円、うち繰越3,057万7,000円で、舗装工事1件、法面補修工事2件を執行し、利用者の安心安全な道路交通環境を確保することができました。公有財産購入費では、9万8,700円、うち繰越5万8,800円を執行し、工事箇所の用地を確保しました。次に、主要な施策の成果につきましては95ページ決算書につきましては118ページから121ページでございます。公園費の公園改修事業では、修繕料199万8,600円で国分都市公園遊具修繕等を実施し、また、工事請負費8,896万9,880円で住吉運動公園の便所改修及び老朽化の進んでいた城山公園展望台の外壁改修と観覧車改修工事を実施し、利用者が安心して公園を利用することができるようになりました。公園管理事務事業、都市公園管理事業、城山公園管理事業、丸岡公園管理事業では、指定管理者制度や管理業務委託による管理を行い、市民のゆとりとやすらぎの場としての利用しやすい公園を提供できました。次に、主要な施策の成果につきましては96ページ、決算書につきましては146ページから147ページでございます。土木施設災害復旧費の道路施設災害復旧事業では、公共土木施設災害応急対策業務委託により、豪雨や台風時の崩土除去、倒木除去などの早急な対応により、道路の通行開放が図られました。また、公園施設災害復旧事業では7月豪雨による丸岡公園法面災害の復旧修繕など、早急な対応を実施しました。以上で、建設施設管理課分の説明を終わります。

○土木課長（西元 剛君）

続きまして、土木課分につきまして御説明いたします。まず、主要な施策の成果につきましては97ページ、決算書について114ページから115ページでございます。道路新設改良費につきましては、具体的措置として委託料3,405万1,842円で、口輪野～永迫線測量設計業務委託など9件、うち繰越2件、工事請負費1億9,798万5,000円で、川跡～新川線など17件、うち繰越2件、また、工事に係る公有財産購入費567万6,463円、補償補填及び賠償金1,570万8,310円を執行いたしました。なお、地区別では国分地区で口輪野～永迫線外6路線、溝辺地区で新香線の1路線、横川地区で今村～黒葛原線外2路線、牧園地区で三体堂線の1路線、隼人地区で神宮～内山田線外2路線、福山地区で平野線の1路線、合わせて16路線の事業を行っております。成果として、工事着手に必要な実施測

量設計のほか、用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、道路の拡幅やカーブの修正、側溝等の整備を行い、車輛や歩行者の通行の安全が図られました。次に、主要な施策の成果については98ページ、決算書につきましては114ページから115ページでございます。幹線市道整備事業費につきましては、具体的措置として、委託料171万9,820円で、川跡～有下線物件調査再算定業務委託など4件、工事請負費6,255万5,000円で、論地通り1号線など6件、うち繰越3件、また、工事に係る公有財産購入費2,018万3,960円、補償補填及び賠償金4,870万9,013円を執行いたしました。なお、地区別では、国分地区で川跡～有下線の1路線、溝辺地区で論地通り1号線外1路線、合わせて3路線の事業を行っております。成果として、論地通り1号線及び馬立～北原線の工事や川跡～有下線及び馬立～北原線並びに論地通り1号線の用地取得や建物等補償の交渉を進めることができ、事業の推進が図られました。次に、主要な施策の成果は99ページ、決算書は114ページから117ページでございます。河川管理費につきましては、具体的措置として、委託料1,313万6,009円で、天降川等の水門管理委託や市の管理する河川に係る草木類の伐採を実施し、水門の適正な維持管理や伐採により水害の未然防止が図られました。工事請負費2,095万円は、県単急傾斜地崩壊対策工事宇都良5地区ほか3件を執行し、土砂災害や浸水被害から住民の生命・財産を守ることができました。負担金補助及び交付金4,530万円は、県営事業で土石流や土砂流出及び崖崩れの恐れがある急傾斜地など9件の砂防関係事業が行われ、市の負担金として支出しております。次に、主要な施策の成果は99ページ、決算書は116ページから117ページでございます。港湾管理費につきましては、具体的措置として委託料105万1,402円で隼人港の防潮扉、国分敷根・福山海岸の陸閘管理委託及び福山港緑地広場の維持管理業務を委託し、防潮扉等の適正な維持管理により水害防止が図られ、また、福山港を訪れる市民が快適に施設利用できました。次に、主要な施策の成果は100ページ、決算書は146ページから147ページでございます。土木施設災害復旧費の河川施設災害につきましては、委託料114万4,000円で3件の測量設計業務委託、工事請負費2,068万2,000円で検校川河川災害復旧工事ほか2件を執行いたしました。成果として、被災箇所の早急な復旧により、被災拡大や二次災害が防止され、市民生活の安全が図られました。以上で、土木課分の説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は課ごとに行います。まず、建設政策課関係で、質疑はありませんか。

○委員（厚地 覺君）

未登記の問題ですけれども、これは合併前からの積み残しが相当あるわけですから、道路に関して未登記の数というのはどのぐらいあるのですか。できれば旧市町ごとにお願ひします。

○建設政策課長（川路和幸君）

令和元年度末の建設政策課で現在把握しております建設部所管の未登記の数ですけれども、全体で776筆ありまして、その処理を終えた分が令和元年度までで400筆処理を終えまして、残り376筆残っております。そして地区別の未登記の筆数ですけれども、国分地区が35筆、溝辺地区56筆、横川地区49筆、牧園地区104筆です。霧島23筆、隼人地区108筆、福山地区1筆、計376筆です。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設政策課に関する質疑を終わります。次に、建設施設管理課に関する質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

確認をさせていただきます。主要な施策の成果95ページ、国分都市公園遊具修繕等5件となっているんですけれどもこの5件は5か所でしょうか、それとも1か所でしょうか。もし分かれば、内訳も



お願いします。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー（桑幡孝志君）

5件は、都市公園の中央公園の遊具を1か所と、西地区コミュニティ広場の遊具を1か所、それと城山公園の遊具を1か所、あと、清水地区のコミュニティ広場の遊具を1か所ということになっております。【13ページに訂正発言あり】あと丸岡公園になります。

○委員（山口仁美君）

たまに、私の方からも、ここにちょっと不具合があるようですというようなことでお願いすることもあるんですけども、予算の範囲があるので5件なのか、要望はほかにもあったけれども5件だったのか、要望に対する修繕の割合といいますか、そういったのが分かればお願いします。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー（桑幡孝志君）

ここに挙げてあります5件については、公園の中でも遊具ということに対しての修繕になっておりまして、公園管理という予算の中で、公園の中のいろいろなトイレであったりとか、遊具以外の施設についてはまた別で、予算の枠がちょっと違いまして、フェンスであったり、トイレであったりとか、小さな他の修繕については、自治会からとか議員さんの方からの要望、地域からの要望に対しまして修繕を行っております。この199万円についてあくまで遊具だけの修繕の費用を挙げております。

○委員（山口仁美君）

すいません、もう一度確認をしたいんですけども、この遊具の修繕に関してなんですけれども、例えば、ブランコのチェーンとかそういったものが腐食があるようだとか、そういうようなお話があったりするんですけども、そういった小さな修繕に関しては、公園を管理を委託をしますよね、この管理をしているところで見るとのものなのか、若しくはこの遊具の修繕の費用の中で見るものなのかというのがちょっとよく分からないので、ここに挙がってきている5件って、これよりも要望があるのではないかと思うんですけども、ほとんどの要望に対して応えられている状況にあるのか、若しくは、予算の関係もあって難しいのかというそこら辺の見解をお伺いしたいんですけども。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー（桑幡孝志君）

修繕についてですが、指定管理のほうにお願いしております。都市公園につきましては、10万円以下の修繕、先ほど言われたチェーンであったりとかそういう小さな修繕については指定管理者のほうにお願いしているところがございます。あと、ほかの大きな遊具で危険性を伴うような破損等があった場合は、早急の使用中止とかにしまして、できる範囲での修繕が可能であれば修繕しております。あともう修繕不可能になった場合は撤去して、また後日、翌年とかにまた予算措置というか、要望をかけていきたいと思っております。

○委員（山口仁美君）

今、要望があったうちのどのぐらいの割合で対応ができてきているのかという、数字は出てないかもしれないんですけども、どのような傾向があるのかということを知りたいです。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今、桑幡の方からもありましたけれども、実際、今、予算内で要望箇所が全て修繕できてるわけではございません。やはりその中で優先度も考慮しながらですけども、その年度で足りている部分で修繕してます。使えない部分は、今言われた通り使用中止として、また予算化をして、補修を考えております。

○委員（徳田修和君）

公園改修事業で引き続き、ちょっとお伺いしますが95ページの改修事業の一番下のほうに出てくる観覧車等改修工事ですけども、設置から相当年数経過していると思えますけど、この改修でどの程度長寿命化が図られたというような理解をすればよろしいでしょうか。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー（桑幡孝志君）

今回の修繕は、主に鉄骨主桁、柱等の塗装関係、あと乗客の乗る所の土台の所の腐食が激しくて、修繕を行ったのが主な工事になります。施設につきましては、法定点検を毎年1回、専門業者のほうに稼働関係と、モーター関係とか全てに対しての専門的な検査を行わせておりますので、一応、長寿命化計画の中ではかなり年数が経ってきておるんですけども、年に1回の法定を受けながら、あと毎日の施設点検、指定管理者による点検を行いながらやっております。

○委員（徳田修和君）

法定点検を続けていけば、大分使えるよということなんでしょうけども。今回、鉄鋼の腐食の工事等をしたわけですけども。これで市でも観覧車自体が何年ぐらいもつだろうと予測はしているんでしょうけれども。今回の改修工事で、それがどの程度改善するものなのかなというのは、その辺はもう分からないですかね。後は大切に使うていきますよっていうぐらいなんですかね。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今回、塗装させていただいたんですが、実際、何年延びたとかいう数字は分かりません。毎年の法定点検をしながら、そしてまた指定管理者も管理の中で点検していただいておりますので、とにかく来られた方々が安全に利用できるように管理していきたいと思っております。

○委員（徳田修和君）

あともう1点、施策の成果94ページの道路橋梁維持費の防災安全対策事業ですけども、日当山地区生活道路対策エリア計画書作成業務というところで、こちらの内容とこれがどう生かされていくかというところを少し紹介いただいてよろしいでしょうか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

日当山地区の委託業務につきましては、日当山小学校、中学校、あと日当山幼稚園の周辺の託をやっているところでありますが、あの辺は歩道が非常に狭かったりする部分があったりとか、あと交差点部分が多かったりして見にくく事故が発生する案件とか、通学路になっているけれど歩道がない部分などについてカラー舗装をしていって、児童生徒あと幼稚園の方が安全に通行できるような形で事業を進めているところではあります。事業的には、令和元年度から実施しております。予定では、令和4年から5年までを予定しているところではあります。

○委員（下深迫孝二君）

道路維持関係でお尋ねしたいと思うんですが。令和元年度、道路維持で中山間地域、特に、木や竹が道路に覆いかぶさってきているところが多いわけですけども、どのぐらいの面積を、高所木というんですか。除去作業をされたか。できれば地域別にお示しいただければと思います。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

面積につきましてはちょっと把握はできていないところではありますけれど、件数で回答させていただきます。件数では高所木伐採というのを21路線やっております。地区ごとでいえば、国分地区が5件。隼人地区が9件。牧園地区が1件。横川が2件。溝辺が1件。霧島が1件。福山が2件実施しております。

○委員（下深迫孝二君）

部課長の指導が良いからだと思うんですけども。グループ長を始め、連絡をしますと、台風の後などはすぐ駆けつけていただいて、適切な作業していただいているわけですけども、どうしても中山間地域、高所木の茂っているところが非常に多いです。言えばすぐこういう段取りをしていただけるんですけど、やはり道路パトロールみたいなこともしていただいて、特に台風の後には竹が倒れてきたりしておりますので、引き続きやっていただきますようお願いしておきたいと思っております。そして、道路をパトロールしていただくことが、一回一回我々から連絡をしなくても済むのではないかという気がするんですけども、たまたま私、消防団に入っているものですから、台風

の後などは、すぐ消防車を出して、若い連中と一緒に、こうして回って、切れる竹等は切って回ったりもしているんですけれども、やはり木覆いかぶさってきているものなどは、消防団でもそこまではできませんので、引き続きやっていただきますようお願いをしておきたいと思います。それと道路の両サイドに落ち葉がたくさん積もってきました、大体普通5mぐらいの道路ですから、車は真ん中を走るわけですけれども、カーブ等で離合するときに、車と車が急に出くわしたとき、ブレーキを踏んだとき落ち葉の上だとスリップをしますので、今もやっていただいているんですけれども、タイヤショベルを巡回していただいて、引き続きやっていただくようお願いをしておきたいと思います。特に今やっていただいているということではないですので、ひとつよろしく願いしておきます。

○委員（松枝正浩君）

主要な施策の93ページ、道路維持管理事業についてお尋ねいたします。舗装・側溝修繕等、それから道路維持管理・草払い等ということで二つに分けて各地域で実施件数が挙げられておられますけれども、舗装・側溝修繕等の要望がどのぐらいあったのか。また併せて、まちづくりがどのくらいあったのか。その道路維持管理・草払い等につきましても、要望がどのぐらいあったのか数値を把握していましたら、お示ください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

要望苦情という件数は、把握しているんですけれども、その中で舗装要望が123件。草払い要望が105件。高所木伐採の要望が94件。路面清掃が148件。側溝の修繕が130件。道路の改修、隅切りとかが9件。あとその他ということで崩土とか、放置自転車があたり、あと他の部署だったりするのが783件ありまして、昨年度は計1,443件の苦情要望がきております。まちづくりについて説明いたします。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

まちづくりの要望件数で、建設施設管理課への要望につきましては495件あります。それで、実績と致しましては処理件数と致しまして128件対応しているところであります。まちづくりの要望につきましては、国分地区が要望件数225件、処理件数が39件。隼人地区が要望件数53件、実施が26件。溝辺地区が要望件数45件、実施が17件。牧園地区が要望件数47件、実施が14件。霧島地区が要望件数68件、実施が12件。福山地区が要望37件、実施が9件。横川地区が要望件数20件、実施が11件となっております。総体で、要望件数が495件、実施が128件となっております。

○委員（松枝正浩君）

先ほど課長の口述の中で道路アダプト制度の中で、令和元年度に5団体が脱退したということでありましたけれども、この要因が何であるのか、つかんでおられたらお示ください。

○建設施設管理課主幹（鶴園裕之君）

全ての5団体に聴取したわけではないですが、知っているところで言いますと、やはり人数が5人以上という制限があったりしますので、その人数が揃わなかったり、参加していただいている方が高齢化して作業自体が非常に難しいというような情報を得ております。

○委員（植山利博君）

主要な施策の92ページ、姫路中央線の老朽化した街灯を撤去したということですが、少し内容の詳細説明を求めます。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

姫路中央線に街路灯というのがあったのですが、これが合併前、隼人町時代ですけれども昭和63年に姫路温泉通り会が設置したものでございます。街路灯が大分老朽してしまっていて、支柱に下がっているランプなども、部分的に腐食したり、そういう部分がありまして、実際は占有者である姫路温泉通り会に除去してもらおうのが、筋なんですけれども、実際、この団体が平成20年4月に解散して

おりまして、その所在が分からないということで、道路管理者として今、危険な状態にある状況でありましたら、撤去せざるを得ない状況でございます。その中で管理者が、簡易代執行ということで、それを除去してもいいかということで、1か月間の公告もさせていただきました。その中でも申し出てくる方もいなかったものですから、市のほうで公費で除去させていただきました。それからまた1か月間保管させていただいたんですけれど、その間も名乗り出てこられる方もおりませんでしたので、最終的な売却させていただきました、その分は、雑入で市に入れております。

○委員（植山利博君）

地元から要望があったというわけではないんですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

地元からも要望がありました。議会でも、その取扱いについても質問があり、通行車両や歩行者も危険な状態でしたので、去年6月でしたけども、補正予算を組んで実施させていただきました。

○委員（植山利博君）

このようなことは、一般質問でもいろいろあって、市内でも各地にこのような状況が見え始めております。それである通り会、商店街も市のほうで撤去してもらえないだろうかという相談がほかにもあると思うんですけれど。それは承知されておりますか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今、市ではそういう要望はまだ受けていないところでございます。

○委員（植山利博君）

今おっしゃったように、過去に、合併前の市町村から補助を受けて通り会が設置した街路灯が、その商店街そのものが機能しないような状況になって、今言われるような危ない、けがをするのではないかという状況が見えている地域が少しあるようです。市で撤去してもらえたらどうかというのも二、三、私の耳には届いております。それで、今後はそういう取組が必要になるのではないかという、一般質問も過去にあったと思うんですけれども、今後は今回のこの事例を踏まえて今後はそういう形でも取り組む方向でいくという理解でいいですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今回の場合は、通り会が解散していたものですから、所在もはっきりしないということで、市で簡易代執行という形でさせていただきましたけれども、通り会とか、商店街がまだ存続していれば、そちらが除去されるのが、私としては道筋だと思います。

○委員（植山利博君）

通り会そのものも存在してない。街灯にも火を灯すこともできない。電気代のもらえないというようなところも二、三あるようですけれども、今回のその事例も踏まえて、今後は、全額、市が負担するのか、あと残っていらっしゃる商店街から幾らかの負担をもらうのかも含めて、そういう検討はする必要があると思うんですけど、部長いかがですか。

○建設部長（猿渡千弘君）

この街路灯につきましては、道路に占用を申請されて、その通り会なりがしている部分と、中には安全灯という形で、市のほうで設置している部分があります。例えば、橋梁の部分とか、そういうのがあると思います。今言われた内容につきましては、占用者が市に占用許可を出してしておりますので、基本的には、その占用された方が管理していくということになりますが、今回の場合、その占用者がはっきりしないということで、我々としては安全対策することから、撤去することになったわけなんですけれども、これからそういった事案がまたあれば当然、今は私も把握してないんですけれども、またそういう案件があれば、協議できるところがあるのかどうか分かりませんが、その、今、占用を受ける部分と、そこら辺をちゃんと協議しながら、対応していきたいというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

93ページの橋梁長寿命化の修繕事業ですけれど、先日、下小鹿野橋を見させていただいて、それなりの対応をされてきたという説明があったわけですが、その中で、全体で657の橋梁がありますと。これまで、うち45橋梁が一応終わったと。ただし、平成26年から、これが法律で義務付けられて点検を5年ごとにちゃんとやりなさいという一つの枠の決まりがあるということでおっしゃったわけですが、この部分については、例えば、総合計画であったり、施設管理運営上の計画の中に盛り込まれていらっしゃるのでしょうか。全体像としては。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

橋梁につきましては、橋梁長寿命化計画ということで、総合的な長寿命化とは別に作成しております。

○委員（前川原正人君）

私が言いたいのは、いきなり思いついてやるわけじゃないわけですよ。5年ごとに法律でちゃんと義務付けられているのであれば、5年ごとにまた古くはなっていくというのは、当然出てくるんですけれど、そういう計画がちゃんと建設施設管理課の中で組み込まれているという理解でよろしいんですかということです。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

この長寿命化計画は公表もしております、この修繕箇所が何箇所ということで、それに従いまして4段階の点検がありまして、3以上のものは修繕をしないといけないということになっておりますので、公表しながら修繕に向けてやっているところでございます。

○委員（前川原正人君）

ということは、調査の上で、そのことがちゃんと判明されて、そして予算に反映をされていくという理解ですね。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

先日も現場で申し上げたんですけれど、例えば、起債を起こした場合、有利な起債という点では、充当率がほとんどゼロだと。一般財源がもうそのまま反映をされていくということになるんですけれど、県のほうへの充当率の補足というんですかね、そういう部分についての要請というのはされてはいらっしゃるんですか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

先般、現地で説明をさせていただいたんですが、そのあとまた、県とも調整をしたところであります。今まで霧島市としては、この長寿命化についての単独分については、起債等を充ててないのが現状でありました。それを踏まえて、今後、起債を利用しながら、修繕を行って、通行の安全を図っていきたいとは思っているところであります。

○委員（徳田修和君）

先ほどの姫城中央線の街路灯のところ、1件だけ確認をさせてください。先ほど答弁の中で、撤去したものは売却して、雑収入で受け入れているという御紹介だったんですけど、幾らぐらいで、売却されているのでしょうか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

街路灯が44基ございました。売却は11万円で契約させていただいております。

○建設施設管理課公園管理Gサブリーダー（桑幡孝志君）

先ほどの山口委員の箇所の訂正を1か所させてください。先ほど言いました公園の修繕の地区5件ですけど、西地区と中央公園と城山公園と丸岡公園とあと清水地区と言ったんですが、東地区で

ございました。清水を東地区に訂正をお願いします。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、建設施設管理課関係の質疑を終わります。ここで、しばらく休憩します。

「休憩 午前10時18分」

「再開 午前10時34分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。土木課関係の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松元 深君）

目内流用調書で道路橋梁費、(目)の幹線市道整備事業で、工事請負費から補償補填及び賠償金へ1,048万8,000円。また、補償補填及び賠償金から工事請負費へちょうど同じぐらいの金額が流用されているのですが、なぜ、このような経理処理をしたのかお伺いします。

○土木課道路整備第1グループ長（丸山省吾君）

ただいまの御質問の幹線市道の工事費を補償費へ流用した1,048万8,000円ですが、川跡～有下線の補償費に不足が生じたので、そちらのほうから1,048万8,000円を流用させていただきまして補償費の執行に充てているところがございます。同じくこれが繰越予算になっておりまして、今の1,048万8,000円が繰り越し分を工事費の方に流用させていただいております。その下の補償から工事費の方につきまして、1,108万7,000円につきましては、現年度予算だったのですが、現年度の予算を執行していく中で不用額になりましたので、補償費のほうを工事のほうに流用して進捗を図っているところがございます。

○委員（松元 深君）

繰越と現年度だったから、このような補填費から工事請負費へ60万程度の流用だけではなかったということですか。これは工事内容が違うから、そのような処理をしなければいけないということですか。

○土木課道路整備第1グループ長（丸山省吾君）

どうしても繰越予算と現年度予算との同じ支出ができないものですから、その年度ごとに精算を図るための流用となっております。

○委員（松元 深君）

同じ幹線道路事業ですが論地通り1号線については、まだ繰り越しをしながら何年度で完成予定とされているのかお伺いしておきます。

○土木課道路整備第1グループ長（丸山省吾君）

論地1号線は計画でいきますと、令和4年度の完成を見込んでおります。

○委員（松元 深君）

これはあとそんなに残ってないと思うのですが、土地買収が多分済んだのかなと思うのですが、今年度とか3年度に完成ということは考えられないのでしょうか。

○土木課長（西元 剛君）

交付金事業での対応をしており、予算の関係もございますけれども、具体的にはあと残り400mぐらいで完了ということになりますので、計画的に今後も実施していきたいと考えております。

○委員（徳田修和君）

不用額調書39ページ、これも幹線市道整備事業費なのですけれども、この(節)17の公有財産購入費の用地交渉不調による執行残というところを少し御説明いただけますか。

○土木課長（西元 剛君）

例年なのですけれども用地交渉等、用地補償費と工事請負費、工事をする前提で一応用地を買わせていただいているところもありますが、用地を進める中で、論地はもう終わったのですけれども、馬立北原線、川跡～有下線の2路線につきましては、今後もまだ用地交渉、用地補償等が残っており、順次交渉しているところがございますけれど、やはり個人との協議でございますので、なかなかうまくいかないところもでてくるため、どうしても不用額が出てくるというところがございます。

○委員（徳田修和君）

特定の路線や地域でなかなか進んでいかないというか、通常どおり進めていく中での不用額であり、想定内だということに理解すればよろしいですか。

○土木課長（西元 剛君）

議員のおっしゃる通りでございます。

○委員（愛甲信雄君）

決算資料の57ページの上のほう、城山2号線のことですが、総延長何mで今現在、どれぐらい完了しているのですか。

○土木課長（西元 剛君）

城山2号線につきましては総延長が1,660m、延長ベースでいきますと今現在25.8%の完了となっております。

○委員（愛甲信雄君）

25%ということは4分の1ですが、あと何年ぐらいかかるのですか。

○土木課長（西元 剛君）

現在のペースで行きますと令和15年度の完了を予定しておりますけれども、なかなか進捗が進まないということで、今後、路線計画については見直しを行いながら、早期の完了を図っていきたいと考えているところでございます。

○委員（愛甲信雄君）

令和15年と言いますと相当まだ掛るみたいですが、やはり横川中学校の生徒たちもだんだん少なくなっている状況ですので、通らなくなるようになるかもしれません、早く完了させてもらいたいと考えております。

○委員（植山利博君）

99ページ、河川管理費のところ、県単急傾斜や県単砂防の工事を9件両方でされていますけれども、これは市内全域でまだ相当の対策を講じなければならない箇所があると思うのですけれども、この優先順位は県が決めるのか、市が決めるのか、地域からの要望がどの程度反映されるのかを御説明いただけませんか。

○土木課長（西元 剛君）

県単急傾斜につきましては、県の補助を受けながら、市で対応する事業でございます。そのほかにも県営事業等もございすけれども、霧島市には急傾斜と言われる危険箇所というのが987か所ございます。その中で要整備箇所、要するにその事業に該当するような整備箇所というのが341か所ございます。整備率と致しましては大体30%前後なのですけれども、県単急傾斜につきましては、その整備要綱等もございす。5m以上のがけ地があつて、5件以上とかそういう整備状況もございすので、要望があつた中でその現場を確認して、その県単急傾斜の要件に合うのかどうかまず確認して、その中でどうしても優先順位を付け、被災の経緯があるとかそういうものがある所を優先してやっていくという形になろうかと思ひます。

○委員（植山利博君）

それはおっしゃるとおりだけれども、その要件に当てはまつた場所が341ぐらいあるわけですから、

ずっと年間9件くらいのペースで行くと、何十年とかかるわけですよね。それで、市の要望が優先されるものなのか、それとも県の意味決定が強いのかについて聴かせてください。

○土木課長（西元 剛君）

説明がちょっと悪かったのですけれども、341件というのは、ほぼ県営事業で対応する件数でございます。市の単独で一応要件に見合い、県に要望しているものが現在9か所ございます。単年度でなかなかできる事業でございませんので、そのうちの4か所ほどを年次的に一応やっているという状況でございます。

○委員（厚地 覺君）

工事契約の44ページの泉水～市後柄線についてですけれども、この路線はもう10何年もかかっていますけれども、いつになったら完成するのですか。

○土木課長（西元 剛君）

泉水～市後柄線につきましては現在、全体延長で1,800mほどございまして、残りが750mぐらいまだ残ってはいるのですけれども、全体計画と致しましては、今のところは令和8年度の予定をしております。

○委員（厚地 覺君）

3年前に部長は、5年後は完成させますと言われました。去年か一昨年でしょうか、ある担当者は、あと5年かかりますと言われました。そしてまだ6、7年かかるのですよね。この原因は何ですか。お金の問題ではなくて用地交渉ですか。

○土木課道路整備第1グループ長（丸山省吾君）

委員がおっしゃいました泉水～市後柄線につきましては、平成の当初から、県の方が過疎代行として整備をし、旧霧島町で辺地対策事業として整備を進めているわけなのですが、辺地計画が5か年ごとになっておりますので、恐らく当初に説明があったときは、その5か年の中であと何年という説明だったと思うのですが、今現在は最後まで委託もできておりますので、あとは、毎年、だんだん辺地のほうの起債充当率が80とか年々、下がっていますので、事業費が付けば、令和8年度よりも前倒しができると思っております。ただ、今、整備している区間の中で、今の事業計画に入っていない、まだ用地がいないところもございますので、そこら辺は別途でまた粘り強く交渉していきたいと思っております。

○委員（厚地 覺君）

養豚場前の付近は、もう用地交渉は済んでいるのですか。今からですか。

○土木課道路整備第1グループ長（丸山省吾君）

渡辺養豚場の前につきましては現在、委託の方が完了しまして、単価を決める不動産鑑定のほうを出しておりますので、単価が決定し次第、用地交渉に入りたいと思っております。

○委員（厚地 覺君）

去年、工事が終わった所から佐久間商店まで何百mあるのですか。

○土木課道路整備第1グループ長（丸山省吾君）

令和2年度の発注分まで含めまして780m残っております。早急にやってもらわないと6年後は生きているかどうか分からないですから、この路線は、やはり杉安病院に行かれる方々の道路ですから、6年と言わずに、部長が3年前に言われた5年に戻せば、あと2年で終わるんですよ。下場は黙っていてもどんどん進んで行く。ところが、中山間地は、ほっておくほど短くなるのではなく、長くなるのですよ。それは部長、はっきりと答えてください。

○建設部長（猿渡千弘君）

この泉水～市後柄線の交渉が遅れているのは確かに申し訳ないところでございますけれども、今言ったように設計のほうができまして、用地を買収してから工事という形になりますので、用地の



ほうを取得できれば、その優先度という形で辺地の枠の中でも調整しながら、できるだけ早く完成させたいというふうに考えております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、土木課関係の質疑を終わります。ここで、しばらく休憩します。

「休 憩 午前10時51分」

「再 開 午前10時52分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより建築住宅課以降、順次、口述書の説明を求めます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

建築住宅課分につきまして説明します。まず、主要な施策の成果につきましては101ページ、決算書につきましては120ページから121ページです。住宅管理費の市営住宅維持管理事業につきましては、現状として、施設の経年劣化による修繕や樹木の伐採等の要望が増えており、良好な住環境を保つために効率的・効果的な修繕などが求められています。管理戸数は令和元年度末で、市営住宅4,128戸、準公営住宅8戸、特定公共賃貸住宅177戸、単独住宅233戸の合計4,546戸です。老朽化に伴う解体による減で、昨年度と比較し25戸の減となっています。施策の方向としましては、市営住宅を良好な状態に保ち、入居者に安全で快適な住環境を提供するために住宅設備の保守点検や修繕を行っています。具体的措置として、委託料3,044万9,492円は、法に基づくエレベータ保守点検委託、消防設備保守点検委託、樹木剪定委託、室内等の清掃委託など386件、修繕料1億2,609万196円は退去時修繕、漏水、消耗に伴う部品の交換など1,453件、そして工事請負費1,308万6,048円は、隼人地区の住吉団地受水槽ポンプ更新工事など2件執行しました。成果として、入居者の安全かつ快適な住環境の向上が図られました。市営住宅改善事業につきましては、具体的措置として、委託料140万9,900円は、国分地区の大野原団地3・4号棟個別改善工事の設計業務委託など2件、工事請負費1億5,540万4,000円は、国分地区の大野原団地3・4号棟個別改善工事など4件、同じく国分地区の新清水団地5号棟外壁改修工事を執行しました。成果として、外壁等の改修、老朽化した設備の改善を行ったことにより、市営住宅等の長寿命化が図られ、安全で快適な住環境が確保できました。次に、主要な施策の成果につきましては102ページ、決算書につきましては、同じく120ページから121ページです。老朽住宅除去事業につきましては退去が完了し、老朽化した住宅を解体するもので、具体的措置として、委託料205万2,000円は、老朽市営住宅除去工事の設計業務委託1件、工事請負費3,071万7,500円は、福山地区の老朽市営住宅除去工事など7件、そして用途廃止住宅の移転補償費を13件分で222万3,000円執行しました。成果として、市営住宅等の総量縮減及び管理戸数の適正化につなげることができました。次に、市営住宅浄化槽改善事業につきましては、汲み取り便槽や単独浄化槽から合併浄化槽への改修や下水道への接続を行うもので、具体的措置として、工事請負費3,157万850円は、霧島地区の永水団地浄化槽改修工事、国分地区の上井団地下水道本管の布設工事を執行しました。成果として、住環境及び水質改善を図ることができ、また、上井団地においては、翌年度以降に下水道接続への見通しをたてることができました。続いて、主要な施策の成果につきましては同じく102ページ、決算書につきましては112ページから113ページです。土木総務費のうち、省エネモデル住宅管理事業につきましては、平成24年にオープンし、約8年が経過しました。令和元年度の省エネモデル住宅の来館者数は8,596名であり、見学者から「住宅の新築や改修の際は、省エネ設備を採り入れたい」という意見もあり、省エネや環境への関心を高めることができました。続いて、主要な施策の成果につきましては103ページ、決算書につきましては26ペー

ジから27ページです。住宅使用料収納事務につきましては、現年度分は調定額 7 億959万9,600円に対し、収入が 7 億781万5,300円で徴収率99.75%です。過年度分は調定額 1 億4,454万4,385円に対し、収入が450万6,230円で徴収率3.12%です。具体的措置として、滞納者に対しては電話や戸別訪問などを粘り強く取り組んでおり、また、連帯保証人に対しては滞納状況を通知するとともに、納付指導を行っていただくように依頼しています。続いて、主要な施策の成果につきましては同じく103ページ、決算書につきましては54ページから55ページでございます。住宅新築資金等貸付事業につきましては、現年度分は調定額94万7,172円に対し、収入が94万7,172円で徴収率100%です。過年度分は調定額 2 億7,783万5,771円に対し、収入が203万4,717円で徴収率0.73%です。具体的措置として、戸別訪問を行い粘り強く交渉した結果、少額ではありますが、定期的に納入するようになってきていますので、引き続き長期滞納者を中心に粘り強く納付指導を行い、徴収率の向上に努めていきます。以上で、建築住宅課分の説明を終わります。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

続きまして、建築指導課分につきまして御説明いたします。まず、主要な施策の成果につきましては104から105ページ、決算書につきましては112から113ページでございます。建築確認審査業務等については、建築基準法の規定に基づき建築主事を置き、建築物に関する関係法令への適合についての審査、検査等を行うほか、法令に関する啓発や法令違反の指導等を行うと共に、崖や道路の扱、法令解釈などの相談対応を実施しております。具体的な取組と致しましては、令和元年度は建築基準法に基づく建築物・工作物に係る確認申請について235件、計画変更申請24件の審査と、同じく完了検査の申請について242件の検査を実施致しました。そのほか、共同住宅の建築計画について、建築主等と事前協議を行う共同住宅等建築計画書など市条例に基づく申請に対する審査を11件行いました。また、建築に関する相談においては、必要に応じ、現地確認や県への照会等を行い、対応するとともに違反建築の防止を図るため、定期的なパトロールを実施いたしました。さらに、建築主等に対し法に基づく完了検査の受検を促すパンフレットを配布するなど、完了検査受検の啓発にも取り組んだところです。成果と致しましては、市民からの建築相談、建築確認申請・完了検査等について、適切な事務処理が図られ、また、完了検査の受検に対する理解等の向上を図ることができました。そのほか、地域の生活環境を損ねることがないように共同住宅の建築主等に対し、自治会との事前協議等の配慮を求めることができました。次に、建築物耐震改修促進事業については、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発に努めるほか、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため建築物の所有者に対する支援を行っております。具体的な取組と致しましては、旅館、ホテル等の大規模建築物の1棟について、耐震改修工事の補助を行いました。成果と致しましては、市で開催する消防フェスタに参加し、耐震に関する広報活動に努めたことにより、多くの市民が建築物の耐震性に関し、理解を深めてもらうなど、啓発を行うことができました。また、安全性を確保しようとする大規模建築物の建築主に対し、耐震改修工事の費用の一部を助成し、年度内に耐震改修工事が完了しました。続いて、主要な施策の成果につきましては105ページ、決算書につきましては同じく112ページから113ページです。空家等対策事業については、空家数の増加に伴い、適正に管理されていない空家がさらに発生し、建物の倒壊等による保安上の危険性に加え、防災、防犯、公衆衛生、景観等への影響が深刻化し、市民生活への悪影響がますます顕著化することが見込まれることから、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、管理不十分な空家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、本市における空家対策に係る課題等に対し、庁内連携の取りまとめ等を行っております。具体的な取組と致しましては、令和元年度は、市民からの相談や通報があった44件の空家について現地調査等を実施し、空家所有者を特定した上で、空家の適正な管理を求めるとともに、相談窓口など必要な情報の提供や助言を行いました。さらに、本市における空家対策の一層の推進を図るため、県司法書士会や県宅地建物取引

協会など4団体と空家対策に関する協定を締結しました。空家対策において、行政とそれぞれの専門知識やノウハウを有する専門家等と連携しながら、官民連携のもと、対応していく体制を構築するための空家等対策に関する協定を締結しました。また、これまでに調査等を行った空家について、その後の現状確認などを行い、フォローアップも行い、所有者に対し、引き続き空家の現状や周辺の生活環境にどのような悪影響をもたらすかなどを示した上で、改善に至るまで働き掛けを行っております。成果と致しましては、所有者等に対して意向調査や指導等を通して、所有者等への意識啓発が図られたことにより、これまでに83件が改善されたところです。また、空家対策に関する協定に基づき、それぞれ専門知識やノウハウを有する専門家等と連携しながら対応していく体制が構築することができました。以上で、建築指導課分の説明を終わります。

○都市計画課長（三島由起博君）

続きまして、都市計画課分につきまして御説明いたします。主要な施策の成果につきましては106ページから107ページ、決算書につきましては116ページから119ページでございます。まず、主要な施策の成果106ページ、決算書では116ページから117ページでございます。都市計画総務費の具体的措置として、都市計画法第18条の2の規定に基づく市の都市計画に関する基本的な方針を定める霧島市都市計画マスタープランを策定し、今後20年間の当市にふさわしい都市づくりの仕組みや、考え方を明らかにすることができました。また併せて、都市計画用途地域を見直すことにより、地域の実情に即した土地利用の方向を示すことができました。次に、主要な施策の成果106ページから107ページ、決算書では118ページから119ページでございます。街路事業費のまち交街路整備事業（国分中央）の具体的措置として、川跡地区道路につきましては、延長65mの歩道整備及びカラー舗装工事を実施し、また、町の下2号線につきましては、延長217mのカラー舗装工事を実施しました。これにより、街なかの歩行者の回遊性を高めるネットワークの構築が図れました。また、犬迫馬場線につきましては、建物等の調査を行い、用地交渉の準備を進めることができました。続きまして、街路整備事業の具体的措置として、隼人駅周辺地区の整備については、隼人駅東西自由通路の予備設計を行うとともに、隼人駅周辺地区都市再生整備計画を作成し、国の交付金事業として採択されました。日当山線につきましては、建物等の調査を行い、用地交渉の準備を進めることができました。新川北線につきましては、歩道舗装工事を延長56m実施し、交通の安全性を確保することができました。山崎線につきましては、橋梁の上部工事及び延長111mの道路改良工事を実施し、事業の進捗を図りました。また、新町線につきましては、道路の実施設計及び用地調査を実施し、用地交渉の準備を進めることができました。最後に、主要な施策の成果107ページ、決算書では118ページから119ページでございます。公園費の公園整備事業では、市民が身近に利用できる憩いや健康づくりの場を確保するための具体的措置として、国分福島の有下公園を整備し、供用開始しました。以上で、都市計画課所管の事業についての説明を終わります。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

続きまして、区画整理課分につきまして御説明いたします。主要な施策の成果は108ページから110ページ、決算書は116ページから119ページになります。まず、主要な施策の成果につきましては108ページ、決算書につきましては118ページから119ページでございます。住宅市街地総合整備事業では工事請負費1件、うち繰越1件、210万384円を執行しました。長年交渉が難航していたうちの1件について建物除却工事を行うことができました。しかし、他の地権者との交渉が進まず、予定していた事業内容がほぼ執行できませんでした。今後も、粘り強く交渉を継続してまいります。令和元年度末の事業費ベースの進捗率は90.9%となりました。次に、主要な施策の成果につきましては108ページ、決算書につきましては118ページから119ページでございます。麓第一土地区画整理事業では委託料4件、6,191万2,400円、工事請負費6件、4,949万2,900円、補償補填及び賠償金1件60,729円を執行しております。換地処分に向け、それぞれの街区の確定測量を行ったことや、区画道路整

備や宅地整地を行ったことで、事業終盤に向けて事業の進捗が図られました。仮換地指定率は100%、事業費進捗率は令和元年度末の事業費ベースで99.0%、保留地販売は67.5%となりました。次に、主要な施策の成果につきましては109ページ、決算書につきましては118ページから119ページでございます。浜之市土地区画整理事業では、委託料5件、651万5,000円、工事請負費5件、うち繰越3件、5,328万7,519円、補償補填及び賠償金9件、うち繰越1件、1億1,257万6,989円を執行しました。業務委託により、次年度以降の区画道路や水路整備、建物等移転補償に必要な設計業務を行ったことで、業務の効率化が図られました。また、都市計画道路や水路の整備工事、建物等移転補償を行ったことにより、事業の進捗が図られました。仮換地指定率は100%、事業費進捗率は令和元年度末の事業費ベースで89.1%となりました。次に、主要な施策の成果につきましては110ページ、決算書につきましては118ページから119ページでございます。隼人駅東土地区画整理事業では、委託料7件、うち繰越1件、2,436万7,284円、工事請負費1件、1,562万円、補償補填及び賠償金4件、8,998万7,200円を執行しました。業務委託により、仮換地指定にかかる業務を円滑に行うことができ、建物等の移転交渉に要する資料作成や道路整備に必要な設計業務について、業務の効率化が図られました。また、区画道路整備工事を行うことで、区域内の道路網整備が図られ、建物等移転補償により支障物件の移転等を進める事ができました。その結果、本区域における良好な宅地の整備に向けて事業を推進することができました。令和元年度末の仮換地指定率は70.3%、事業費ベースの進捗率は40.3%となりました。以上で、区画整理課所管の事業についての説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑は課ごとに行います。まず、建築住宅課関係で、質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

施策の成果101ページ。住宅維持管理事業、修繕料の実施状況というところでお伺いいたします。1,453件ということで処理がされていますけれども、これは入居者からの要望に対して実施されたものなのか、定期点検等で発見した修繕箇所に対してしたものなのか。その辺の詳細を紹介できれば、いかがでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

修繕の件数につきましては、退去後に新しく入る前に修繕をする件数と入居されている間も便器が壊れたとか、水道の囲われたという修繕もあります。また一方では、我々が点検をして、もう少しここをこうしたほうがいいんじゃないかという修繕もありますので、その全てを含んでいます。

○委員（徳田修和君）

現在入居されている方からの水道、電気であったり、入居するに当たって不具合が出たものに対しては、その都度しっかりと対応しているという理解でよろしいですか。対応しきれないものも年度中にあるという理解でいいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

入居者からの要望につきましては、ほとんど対応していると考えております。

○委員（下深迫孝二君）

先ほどの説明で、市営住宅は4,546戸あるうちに25戸解体したと。令和元年度で25戸解体されたわけですけど。今後、解体しなければいけない住宅が、あと幾つ残っているのかということをお尋ねします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在の長寿命化計画の中で、用途廃止と位置付けられている住宅が316戸あります。これらは用途廃止となっておりますので、今後、解体していくということです。

○委員（下深迫孝二君）

用途廃止ということは、これはもう市営住宅の中に入ってないという理解でいいわけですかね。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

解体するまでは市営住宅の管理戸数としては入っております。そのうち、今後、壊さないといけないと考えているのが315戸ということです。

○委員（下深迫孝二君）

この316戸を25個ずつ壊していったら、例えば25から30ぐらいずつを毎年壊されているんだろうと思うんだけど、そうすれば、また次、古い住宅があるわけですから、それまで入れると、いつまでたっても解体が終わらないということなんですけど、国分隼人の下場において建て替えれば、ここに入居者が多いのというような場所は何が所ぐらいありますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

建て替えれば入るかもしれないというような非常に有効な土地というのは2か所ぐらいありますが、まずそこも今、管理戸数が多いので、建て替えということが適切なのかということもありませんので、これから、そこは検討していかなければならないと考えています。

○委員（下深迫孝二君）

長年で古い住宅はもう本当に空き家同然で、こうして放置してあるというのは見苦しいし、そして例えば四方田だとか、あるいは宮下団地、あそこら辺だったら、きちんと壊して、壊したお金を取り戻すためには、民間に分譲したらどうなんだろうという気もするんですけど、そういう議論は全くされてないですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

国分地区におきまして、宮下団地、四方団地というのは、今後どうするのかというのは大きな団地の一つだと思っております。現在、その団地を今後どうするのかというのは、今の長寿命化計画では一部用途廃止と、次期建て替えということにはなっておりますが、それが、まだ住んでいらっしゃる方が少ないところで半分ぐらい。多い所は70%ぐらい住んでおり、その方々が退去していただかないことには、次に進めませんので、退去して、次をどういう形でやっていくのか。敷地を全て売するのか。建て替えするのかというのはこれから協議していきたいと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

もう1点だけお尋ねします。例えば場所のいい街中であれば、長屋住宅も入っていないところも結構ありますよね、ひと続きで。そういうのは壊して例えば駐車場でお貸しするとすれば、1台例えば四、五千円もらっても、かなりの収入にはなると思うんですけど、そういうことを全く考えていらっしゃらないですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

街中というか、利便性の高い団地につきましては、全体でどういう使い方をするのかということが、今のところは一部用途廃止と次期建て替えとなっておりますので、今の長寿命化計画では、今そういう考えはありませんが、来年度、長寿命化計画を見直していきますので、その際に、また、どういう判断するかというところで見直していきたいと考えています。

○委員（前川原正人君）

成果書の101ページの中で、先ほど課長から説明いただいた合計で4,546戸数の住宅があるということで説明いただいたんですけど、この中に政策空き家として何戸あるのかお知らせいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、政策空き家となっている住宅は330戸。この政策空き家となっている中には、政策空き家という位置付けはしているんですけど、まだ住んでいる人はその戸数に入っておりませんので、政策空き家という空き家になっている部分について330戸ということでございます。

○委員（前川原正人君）

この政策空き家というのは、例えば災害を受けたりとか、DVを受けたりとか、そういう特殊な要因に基づく一つの逃げ場的な住宅という位置付けになるわけですけど、令和元年度中に大体どれぐらいの人たちが、政策空き家の利用があったのかお知らせいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

政策空き家は、そういう避難用の住宅にはなっておりません。もう、入れさせない住宅と考えていただければ。

○委員（前川原正人君）

ちょっと私の言い方が悪かったです。要はDVとか、そういう災害とか、特異な事情による住宅への入居者というのがどれぐらいいらっしまったのかということで、示していただければと思います。

○建築住宅課住宅グループ長（和田清仁君）

災害での入居というのが、今年度で1名、令和元年度は災害での入居はいませんでした。

○委員（前川原正人君）

もう1点は102ページの中で老朽化に伴う住宅除去が25戸ということで、これはもう用途廃止をするわけですけど、そうすると、行政財産から普通財産になりますね。普通財産になると、最終的には売却という方向での検討なんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

解体して、その団地なり、一区画が全て空いてしまって更地になったときに、普通財産にして全てを売却ということではなくて、まず、市として何か使う方法はないのか。そのほかに、地域、公で使うことがないのかを検討しまして、それでもないという場合に売却という手続きを踏んでおります。

○委員（前川原正人君）

聴くところによりますと、牧之原中学校下の西牧住宅第1、第2あるわけですけど、ここが結構な広さで、売却で大体1,800万円というようなこともお聞きしているんですけど、本当にそういう値段で今回の除去をしたという一つの経緯の中で、利用価値あるでしょうけれど、本当にそういう状況が期待ができるのかという点は、管財との協議にもよるんでしょうけれど、どういう議論をされていらっしやるんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今言われました土地が1,800万円というのは把握してないというか、うちで出した数字ではないんですが、まず、市営住宅跡地とか、うちだけではないんですが、こういう市有地は、市民の財産であるということで適切な価格で売却しなければならないということがあります。一部の人だけに安く売るとか、そういうことは、やはり適切ではない。私の財産だと、少しでも安く売りたいなとかと思ったりはするんですが、私の財産ではなくて市民の財産ですので、やはり適切な価格で売らないといけなくなりまして不動産鑑定に出したりというようなことで、相場というか地域に適した価格で売るということになっております。

○委員（前川原正人君）

先ほどの件で、老朽化した住宅を取り壊す。そしてその人たちが今ある住宅に移っていきますね。そういう場合の家賃の設定はどのような扱いになっていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

家賃は新しく行った先の家賃。家賃は、所得とか、その団地の利便係数とか、何階だとか、広さにも関わってきますので、その方がその団地に入るとしたときの家賃があります。その家賃に向かって、多分3年か4年だったと思うんですが、その間で段階的に家賃を上げる。すぐにその家賃に

なるのではなくて、段階的に上がっていくということです。

○建築住宅課住宅グループ長（和田清仁君）

家賃の金額が戻る年数なんですが、5年をもとに、適正な金額になるように設定はされております。

○委員（前川原正人君）

もう1点は103ページ、住宅使用料の関係ですけれども、この中で、令和元年度中に減免された金額。公営住宅法に基づく家賃減免の制度としてあるわけですけれども、これはあくまでも申請主義ということが全体前提になっていますけれども、令和元年度中の減免額がどれだけで何件の件数になっているのかお知らせいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

令和元年度の家賃減免の件数が97件。減免額にしまして587万7,100円。

○委員（山口仁美君）

主要な施策の成果102ページの省エネモデル住宅管理事業について、数点お伺いしたいです。現在、築8年経過されているということで、現在、年間のコストがどのぐらいかかっているのか、またその財源はどこからなのか教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

年間のコストといいますと維持管理に掛かっている経費でよろしいでしょうか。

○委員（山口仁美君）

今、資料をお出しいただいている中では施策の成果の所に説明員4名の賃金と、決算審査資料の2ページ、3ページに土木総務費委託料というのが出てきていると思うんですけれども、これ以外にもあるのではないかと思うので、総体でどのぐらい掛かっているか教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

省エネモデル住宅が、城山の家と国民休養地にあります霧島高原の家2棟あります。2棟合わせまして、支出済額、決算で412万731円となっています。財源は全て一般財源です。[本ページに訂正あり]

○委員（山口仁美君）

これがモデル住宅ということになっているんですけれども、今8年が経過していて、普通の新築で建てる方々も、普通の一般の事業者さん方が出しておられるのもほとんど省エネ住宅になってきているのではないかと思うんですけれども、このモデル住宅としての適性というのが何年ぐらいまでモデル住宅でやっていかれるのかというのが、少し気になるんですけれどもこの辺の考えをお聴かせください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

先ほどの答弁で1点訂正させていただきます。全て一般財源でという話をさせていただきましたが、太陽光発電の売電量は一部充当しております。それ以外が一般財源になります。それから、今、省エネモデルの関係なんですが、建てたときに最新の設備として建てております。それから各家庭どの程度の採用率になっているか分からないんですが、まだまだ新しいものが設置されていると考えております。それともう一つは、全てが設備だけで省エネという考え方ではなくて、間取りとか、そういうもので窓を開ければ風が1回抜けて、そのあと冷房をかけるというだけでも省エネになりますし、断熱性が強ければ冬も暖房費が少なくなったりということもありますので、そういうところもアピールしております。それから、いつまで使うのかということではあります。これは国の補助金を100%充当して建設しております。9,500万円ほど入れております。その中で、10年間は使用しなければならないということになっております。もう少しすれば10年になるんですが、これから我々としまして、だんだん、来館者も少なくなってくる状況でありまして、現在、国民休養地

の所管課と城山公園の所管課，指定管理者，そういうところを含めて，今後どういう使い方ができるのかというところは協議しているところです。

○委員（山口仁美君）

今ちょうど正しくこの10年が，もうそろそろ見えてきますよねというお話をしようかと思っていたところではあるんですけども，やはりモデルという言葉が付くからにはある程度，来館者が見られたときに，やってみたいと思わせるようなことでないといけないのかなと思いますので，このアンケートをとっておられますよね。アンケートの回答の内容の分析で，最初の頃とちょっと違うような部分があれば，二，三紹介をしていただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

ちょっと細かい分析まではしていないところですが，最初の頃はやはり太陽光とかそういう意見が多かったんですが，最近太陽光は当たり前になってきていますので，その後としては，床暖房とか断熱風呂とかというほうが，人気があったりするところなのかなと思います。ただ詳しく分析しているわけではないところです。

○委員（厚地 覺君）

工事契約の64ページ，この中に高千穂団地の件が出ていますけれども，あそこに伐採するようなものがあつたかなと思いますけれど，それはさておき，あそこの入居可能戸数と空き家戸数，幾らになっていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

令和2年10月1日現在の管理戸数が80戸に対して空き家が29戸となっています。

○委員（厚地 覺君）

あそこが不人気な原因は何だと思われませんか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

不人気と言いますか，あの地区では非常に大きな団地でありまして，80戸ありまして，29戸空きはあるんですが，ちょっと不人気な理由というのが見当たらないところで，全体的に市の管理戸数が多いものですから，空き家が増えてきているという状態ではありますが，なぜ人気がないかというのは把握できないところです。

○委員（厚地 覺君）

結局，あの付近は住宅を求めている者は多いんですよ。だけど，肝心のエレベーターが付いてなくて，わざわざ4階，5階まで荷物を運ぶこともできないし，そして，転居，あるいは入るときはクレーンなんですよ。だから今後，将来はあそこに，エレベーターでも付ける考えないものかどううか。せっかくあそこも購入したわけですから，何とか対策を考えてほしいんですけど，どう考えていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

高千穂団地も含めまして，昔の建物というのは階段室型ということで，片廊下型ではなくて，2戸に一つ階段が縦についているような状態です。全てエレベーターを付けたとなると，一つの棟で三つ，四つ付けられないといけない状況がありますので，その点が非常に苦慮しておりまして，片廊下型だと1棟に1個付ければいいんですが，そこが非常に難しいところで，現在のところ，まだそのエレベーターを付けるという計画は，どの団地でも立てていないところでもあります。

○委員（厚地 覺君）

結局，将来的にはまだまだ空き家が多くなると思うんですよ。何らかの対策をとっていただきたいと思います。それとこの省エネのモデル住宅，これも来年，再来年になれば10年になるわけですけども，モデルですから，だんだん今，新しいモデルも出来ているわけですけども，これは旧態依然とした8年前の省エネと同じですか。今後入れ替える考えがあるんですか。



○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、入れ替える予定はありません。前回、8年前に設置はしているんですが、最新のものが当時入ってしまっていて、非常にいい設備が付いていると私は考えております。ただ、他のメーカーのモデル住宅と違う点は、この方式がいいですよということではなくて、あらゆるものを比較して、付けていただけるようにはなっております。断熱材にしても、グラスウールを入れるのがいいのか、発泡スチロールを入れるのがいいのかという比較ができるようになっていたりしますので、そういう意味では、他のモデル住宅とは違うところかなと考えております。

○委員（松枝正浩君）

流用調書の4ページ、(目)住宅管理費、(節)15工事請負費1,760万円から流用先(節)11の需用費に流用がされておりますけれども、この中身について説明ください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

令和2年4月から指定管理者制度が始まっております。指定管理者に渡すまでに可能な限り修繕をできるところはやっていたほうがいいのかという判断になりまして、よく受水槽ポンプ室とかのポンプが駄目になりましたということで、我々も、去年まではポンプが駄目になったら、消火栓からポンプ室に入れてとかというような作業を自分たちでやったりしていたんですが、箇所数が多かったですから、なかなか修繕に全て手が回っていたわけではなく、ある意味、だましだまし使っていたところもありました。そういうところを少しでもなくしようとするために、工事請負費の入札残がありましたので、それを修繕料に持っていきまして、ポンプ室などの修繕を行ったところです。

○委員（川窪幸治君）

主要な施策の103ページの使用料の納付の事務についてお伺いしますけれども、施策の方向のところ住宅明渡し訴訟を行うということが書かれているんですけども、訴訟を行って出て行っていただいたというか、退去していただいた方がどのぐらいいるものか、お示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

令和元年度、明渡し訴訟で退去された方が3件になります。

○委員（川窪幸治君）

令和元年度で3件ということですがけれども、3件の方の行先というのも気になる場所でありまして、この口述書にもあります戸別訪問、粘り強く取り組んでというところで、非常に苦労されて、行かれて作業されているというのがよく分かるんですけども、ここで指導をしていくという意味で、具体的にどのようなことを取り組んでいこうとしているのか。もう少し御紹介できたらお願いします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅使用料の滞納がある方に関しましては、その月の未納になった分については、その方々にそれぞれ通知は送っております。それでも、なかなか納付されない方には滞納が3か月に達した方には催告書を送付するとともに、連帯保証人に完納するように指導通知書を送っております。納めるように指導してくださいという通知書を送っております。それと並行して電話で指導したり、来ていただいたり、戸別訪問をしたりしております。それ以外に来ていただいてすぐには払えないという方々に対しては、誓約書ももらって分納していただいたりしております。現在、少しでも減っていく方々ではなくて連絡が取れないとか、こちらから話をしても全然減らない、増える方に関して明渡し訴訟を行っているところでございます。

○委員（植山利博君）

成果の101ページ、一番下段の所の大野原団地の3号、4号棟の改修工事ですけど、外壁は、私も通るときに見て1号、2号棟は既に綺麗になっていますけど、そこで老朽化した設備の改善とな

っていますけれど、具体的にはどのようなものですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

昔の公営住宅というものには、お風呂も今のユニットバスということではなくて、ただ、コンクリートの中でタイルが貼ってあって浴槽が置いてあるというところがほとんどです。この個別改善することによって、ユニットバスになって1回水を貯めてからガスで沸かしてということではなくて、お湯と水があって、ひねればお湯が出る、水が出るという。ガス給湯器もベランダ側に付けて台所でもお湯が出ますと。台所の流しも古くなっているので変えます。洗面所のキャビネットも綺麗にします。そういう設備の改修を行っております。

○委員（植山利博君）

その団地の部屋の中に入って、工事もあるわけですね。そうすると、今現在、住まいながら、同時並行的に設備の工事をされると、住居人との仕事の調整というのが必要になってくると思うんですけども、その辺がちょっと耳に入ったものですから、その辺はどのような配慮されているんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

改修の仕方はいろいろありまして、県が個別改善するときには1回全部出してもらってとかというやり方もあります。ただ、団地は1棟につき16戸、24戸とありまして、それを全て出たらとなると、とてもそういう工事はできません。我々としては、やはり住民の方には非常に御迷惑を掛けるんですが、住んでいながら改修させていただくしか方法はないということで、工事期間としては、各住戸に入るので、1週間を考えております。その1週間の中で、申し訳ないんですが、そこに誰か居ていただいて、その中で入らせていただいて、工事をすると。最初、団地を始めるときには非常に抵抗があって、やはり、そんなことはできないとかということではあったんですが、我々としては綺麗になるので、その1週間は何とか仕事の都合をつけていただくなり、家族の方に来ていただくなりで、できないでしょうかということを進めておりまして、一つの団地が終わって、こんなに綺麗になるんだよというのは分かります、案外そのあとはスムーズにいつているような状態であります。

○委員（植山利博君）

工事をしている間は、誰か家族の人が居てもらわないと、例えば仕事で子供も学校に行った。みんな仕事に行って、誰もいない状況で、その住人がこの状況でやってくださいよって誰もいないから、かえってその方がやり易いでしょうということはないわけですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

基本的にはやはり在宅してくださいということをお願いして、在宅を条件にやっております。

○委員（植山利博君）

当初、ちょっとその辺でいろいろあったというのは聞いてはいますが、今おっしゃったように、出来上がればとっても素敵になるので、あとは3号棟、4号棟といく中では、理解が得やすい状況だというふうな理解でよろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

個別改善をするに当たって、必ず一番最初の団地というのが、一番やはり不安があると思います。そういう面で、一番そういう意見とかがあります。それ以降については、どちらかというとも早くうちもしてほしいというような意見が多いです。

○委員（植山利博君）

住民の方としっかりと意思疎通をして、お互い気持ちよく工事ができて、それを受けられるような取組を今後も続けてほしいと求めておきます。

○委員（前川原正人君）

監査意見書の中の15ページです。今回、令和元年度の決算の中で不納欠損額が81万8,600円ということになっているわけですが、これは何世帯分に当たるのか、そして、いつからの分がこのような状況になっているのか、お知らせいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

不納欠損額81万8,600円につきましては、平成15年からなんですけど、途中納めたりというのありまして、飛び飛びではあるんですが、平成15年からの35か月分が不納欠損ということであるんですが、これは時効の援用による不納欠損ということでございます。

○委員（前川原正人君）

1世帯という、世帯はどうなんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

1件ということでございます。

○委員（植山利博君）

住宅新築資金貸付事業なんですけども、現年度分は100%ということで、この御苦勞を大変高く評価をしたいと思います。ただ、過年度分については、今までも議論がされていますけれども、大変厳しい状況だと。だけど年数が経ってきてますから、そろそろ現年度分はもうだんだん少なくなって、無くなっていくほうではないかと思うんですが、現年度分はいつぐらいまで続きそうですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現年度分は令和元年度で終わっております。もう現年度としてはありません。今回で終わりです。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

非常に申しわけありません。今年度まで、令和2年度までは、現年度があります。

○委員（植山利博君）

今年でもう現年度分はもう全部無くなるということですから、そこはほっとします。今までの御苦勞に対して、高く敬意を表したいというふうに思います。ただ、過年度分については、なかなか厳しい状況にあるでしょうけれども、これも、今後もずっと過年度分を徴収し続けるという理解でよろしいんですかね。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

過年度分が非常にまだあるということではありますが、毎年、少しずつでも納めてもらっている状況もあります。一方では、もう完納されている方もいらっしゃいます。そういうところを考慮しますと、やはりこれからもずっと請求していくとか、徴収していくという考えです。

○委員（植山利博君）

時効が成立しないような手立てはとってあるという理解でいいんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅新築資金については、私債権と考えておりますので、時効はないと考えております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、建築住宅課関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時56分」

「再開 午後0時56分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建築指導課関係に入ります。

○委員（徳田修和君）

施策の成果105ページ、空家対策事業でお伺いします。こちらの成果の中段の所に、これまでに現地調査等を行った220件のうち83件が改善されたということですが、この220件は、もともと市のほうで把握していた空家の中の220件という理解でよろしいでしょうか。それとも、今回はどこどこ地域の何平米当りを検索するとかそういうような調べ方なのか、その辺をお示してください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

御指摘のありました220件につきましては、これまでに市民からの情報提供や相談等に基づき、私どものほうで現地調査を行った件数になります。

○委員（徳田修和君）

合わせまして委託契約書の決算資料のところの70ページ、実施状況の所で、成果の所で費用弁償していた空家所有者の特定が図られたということですが、ここを少し御説明いただけますか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

この空家所有者、空家等所有者特定調査（委託）につきましては、空家所有者に関して相続関係が複雑なものなどについて、空家所有者を特定するために委託をするものになっております。今回、令和元年度におきましては、その年に空家に関する協定を締結いたしまして、県の司法書士会のほうの協力を頂き、司法書士会のほうで1件の空家について、その所有者の特定を行ったという経緯がございます。この空家については、平成30年度におきまして、空家のほうの状態がかなり悪くなっているということから、市のほうで、緊急対応措置ということで、瓦、あと外壁、こういったものについて、安全ネットをかけた経緯がございます。これについては民法の規定による緊急措置ということで対応しておりまして、これにつきましては、後日、その費用も請求できるということにはなっておりますので、この費用を請求できる空家所有者の特定が図られたという、ちょっと文言的にはちょっと、費用弁償という言葉が妥当かどうかというのがあったんですけども、そういった意味合いからの成果になっております。

○委員（徳田修和君）

金額が幾らで特定が図られて、その後、回収ができていくのかという確認をさせてください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

金額は安全ネットのほうだと思うんですけども、これはまた後日、ちょっと調べさせていただきたいと思います。[32ページに答弁あり] その後の経緯につきましては、現在、特定された空家の所有者に文書を送っておりまして、まだ連絡が付かないところもございますので、これについては引き続き連絡を取っていきたいと考えております。なお、所有者の一部につきましては、相続財産放棄のほうもちょっと検討されているようですので、この辺の様子を勘案しながら、今後検討していきたいと考えております。

○委員（徳田修和君）

ネットということで、そんなに金額が高いものではないのかなというイメージがありまして、この委託契約を見ると、調査することの費用の方が大分高くついてしまったのかなという感じも受けましたので、その辺はどういう経緯といいますか、所有者が分からなかったから調べたんですけど、この1件に対して、こういう司法書士に委託してまで調べるという状況になったのか、確認して終わります。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

この空家につきましては、当初、私どもの方では、相続人の方が一人いらっしゃいまして、その方が相続財産放棄をされてるという事実を確認しております。それに基づきまして、この空家について管理されている方がいらっしゃらないということから、緊急措置として、市のほうで安全措置を行ったという経緯がございます。しかしながら、その後、家庭裁判所やらそういったところで、もう1回確認を取ったところ、やはり相続人の方がまた新たにいらっしゃるということが判明いた

しましたので、その確認を含めまして、専門家である司法書士のほうに調査をかけたという経緯でございます。

○委員（愛甲信雄君）

関連ですが、横川駅の通りの台風10号までは建っていたんですが、もう倒れて、パトロール中のパトカーの署員が片付けをしたという物件があります。そこは私も去年、一般質問でしたんですが、今、どのようになっていますか、お尋ねいたします。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

横川の空家の件でございますが、これにつきましては委員からも御指摘を受けまして、その後も所有者の方と交渉というか、そういったので連絡を取り合っていたところですけども、これはなかなか連絡が取れないという、何人かいらっしゃって、全てが県外の方ということもあってなかなか連絡が取れない。一人、身内の方がいらっしゃるんですけども、長安寮に入所されているという事情もありまして、なかなか思うようにいかないということがございました。しかしながら、先ほど申し上げました、空家協定に基づきまして、私どものほうで相談事業というのを今回立ち上げております。これは今年度の事業になるんですけども、この相談事業を活用いたしまして、横川の空家の所有者の方の一人の方に、困っていらっしゃるがあれば何か相談してくださいということで御案内を申し上げたところ、ほんの1週間か2週間ぐらい前ですけど、その方がこちらに来鹿されまして、じかに横川支所のほうでお話し合いをさせていただきました。本人としても、あの状態を見て、やはりどうにかしたいという気持ちが確認取れましたので、それに当って障害となる法的な問題、特に相続関係になるんですけども。それと解体すればどのくらい掛るだろうかと。そういったのも含めて、私どもで今、相談を受けております。これについて、協定を締結した関係団体、司法書士会、あと建築協会、そういった所に相談のほうを投げかけたいと考えておりまして、この相談事業を終わらせまして、また、所有者の方にその結果を報告いたしまして、その後のまた進捗状況というのを確認したいと考えております。

○委員（松枝正浩君）

不用額調書の38ページ、(目) 建築指導費(節)の19負担金補助及び交付金ということで、不用額が5,196万140円出ております。事業者の計画見直しによる執行残ということなんですけれども、こちらの内容について少し詳しく御説明ください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

19(節)負担金補助及び交付金の不用額につきましては、トータル5,196万140円となっております。このうち括弧書きを見ますと5,191万5,000円。これは昨年度の繰越分に該当いたします。これにつきましては昨年度、大規模建築物の補助ということで、管内の旅館、ホテルの事業者のほうで耐震改修のほうを計画していたところですけども、その後、霧島という地域柄、環境省との協議とか景観、それと全体的な事業の見直しというのも入りまして、この事業、一旦、ストップしているような状況になってしまいました。これに伴いまして、そのホテル1棟分の改修工事に当たる補助金が不要となったということになっております。

○委員（松枝正浩君）

そういう形で予算が流れたということなんですけど、今後の見通しとしては、どのような状況なのかお願いいたします。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

今後の見通しにつきましては、今現在、この事業者を含め複数の事業者と逐次、連絡を取り合いながら、今後の動向について今協議を行っておりまして、今のところ、耐震改修に向けてやっていきたいという意向は受けております。

○委員（植山利博君）

今の同じところなんですけど、今の大規模特定建築物、成果書で言えば104ページ、予算書で言えば今の113ページの(節)19の所なんですけど、市内には6施設9棟が対象物件だということで、1施設の耐震改修工事を行ったということで補助金が出ているわけですが、今、何棟済んだというふうに理解すればいいんですか。

○建築指導課長(谷口比寿志君)

今の委員の御指摘のとおり、本市におきましては6施設9棟、内訳で言いますと、旅館・ホテルが5施設8棟、あと旅客待合所、これは空港ですけども1棟、計9棟となっております。このうち、これまでに3棟が改修済になっております。3棟が改修済、残る6棟のうち1棟、これにつきまして先ほど言いました昨年度改修が完了したということになっておりまして、残り5棟については、改修、建て替え等を計画しているということになっております。

○委員(植山利博君)

予算書の113ページ、負担金交付金で6,881万9,860円支出がされてますよね。いいですか。113ページ、今、松枝議員が質問されたところですよ。これはその1棟の工事分のほかに、例えば検査をするとか、要するに耐震診断、耐震補強設計、この辺の予算も含んだこの額だという理解でいいんですか。

○建築指導課長(谷口比寿志君)

御質問のありました支出額につきましては旅館・ホテル2棟分になります。残る1棟が計画を見直しているという状況で、残り1棟については、先ほど申し上げました完了分、こちらのほうになっております。

○委員(植山利博君)

工事費の何割ぐらい補助してるんですか。耐震診断も含めて、それぞれ補助率をお示してください。

○建築指導課長(谷口比寿志君)

まず、耐震診断につきましては、これは国が定めております単価というのがございまして、その単価掛ける床面積の3分の2になります。それと、耐震改修工事につきましても、これも国が定めている単価というのがございまして、それ掛ける床面積、その23%になります。

○委員(植山利博君)

この財源は、これは国が法で縛っているわけですか、国からの交付金は反映されてないんですか。一財ですか。

○建築指導課長(谷口比寿志君)

この事業につきましては交付金事業となっております。

○委員(植山利博君)

ということは、市の持ち出しはゼロという理解でいいんですね。

○建築指導課長(谷口比寿志君)

国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という割合になっております。

○委員(前川原正人君)

104ページの建築相談件数が223件ということで挙がっているわけですけども、これは主に様々ないろんな相談が内容になってると思うんですけど、その特徴的な事例を御紹介いただけないでしょうか。

○建築指導課長(谷口比寿志君)

建築相談につきましては、日々、窓口のほう、あと電話のほうでも対応しているところでございますが、やはり一番、主に多いのが道路に関すること。やはり、その敷地に対して前面道路が接しているというのがまず条件になりますので、それを確認するために、この道路は市道なのか。あと、基準法でいう道路なのかという御質問。それと、最近多くなったのがやはり、崖、裏山が崖に

面していると。そういう場合は、法のほうで建築規制が掛かるというのもありますので、こういったところを相談がやはり多くなっております。

○委員（前川原正人君）

それと、105ページです。令和元年12月18日に空家等の対策に関する協定を締結したということで、御説明いただいたわけですがけれども、この協定内容はどのような内容が――。先ほどおっしゃったように、相談事業であったり、様々な業務があるわけですがけれども、協定の内容を示していただけますか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

空家協定につきましては、空家対策において、相続に関することや空家の売買等を含む利活用、そういった空家に関する問題というのは多岐に渡るということから、その内容も専門的で、私ども行政としては対応が難しいという側面を持っております。そのようなことから、それぞれの専門知識やノウハウを有する専門家団体と連携を図りながら、官民連携のもと対応していく体制を構築していくと、検討を進めておりました。昨年12月18日に、県司法書士会、県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会鹿児島県本部、県建築協会の4団体と空家対策に関する協定を締結しております。この協定に基づく取組と致しましては、先ほど申し上げました、空家所有者が抱える問題、これについての相談を対応していただく相談業務、それと空家所有者の特定を依頼して、法定相続人の確認を行う調査、この二つに取り組んでおります。

○委員（前川原正人君）

相談業務という点ではですね、役所のほうに市民の方が問合せをし、そして行政が中に入って、この協定に基づく相談を今おっしゃったような司法書士会であったり、宅建の取引協会とか、そういうところと、市民本人が直接じゃなくて、行政にきた分を行政が中に入ってやるというそういう方式なんですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

今現在取り組んでおりますのは、市の方から、管理不全な空家の所有者に対しまして、こういった制度がございますという紹介をかけております。その紹介に基づきまして、空家所有者の方から相談事業の申込みを行っていただくということをしておりまして、基本的には、対面での相談対応というのを考えておりますが、所有者若しくは相続人の方が県外というのも結構ございまして、今回もそういったのもありましたから、そういったものにつきましては、私どものほうで相談内容を承りまして、それを各団体に回答いただき、それを改めて相談者の方に回答を返していくと。そういう流れも作っております。

○委員（前川原正人君）

多分最後です、ここの部分は。先ほど、各委員からありました成果書の105ページの中で、現地調査等を行った220件のうち83件が改善をされたということで報告を頂いてるわけですがけれども、これも御存知の通り、民法上、代執行は可能になったわけです。しかし、代執行となりますと、そのかかった経費を行政が請求できます。ということまでは認識をしているつもりですけど、要はこの83件が改善をされましたけれど、残りの137件のうち、今、私が言いました代執行をしなければならないようなそういう事例というのものもあるわけですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

220件現地調査を行いまして、そのうち83件ということなんですけども、このうち、倒壊など著しく保安上危険となるおそれがある、いわゆる特定空き家と呼んでおりますけども、これに該当するのが21件あります。そのうち8件が改善されまして、現在13件となっております。この特定空き家について、今後、法的な指導、勧告、命令、必要に応じ行政代執行という流れにはなるんですけども、現在のところ、この13件につきましては、空家所有者の方と連絡が取れておりまして、改善の

意向も確認しています。今のところ自主的な改善を促すような流れで今、粘り強くそこは関与しているところがございます。

○委員（前川原正人君）

おっしゃったように21件が倒壊の恐れがあるであろうと。その他の部分では13件が連絡ついたりつかなくなったり、様々な要件があると思うんですけど、要は個人の財産権に及ぶ問題も含んでいるわけです。ですからあくまでも、最終的には代執行というのは相当な理由、相当な状況が発生しない限りあり得ないというふうに私は理解をするわけですけども、例えば、代執行ができるという前提に立った場合の要件はどのようなことが考えられるわけですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

行政代執行につきましては、当然、法的な手続というのにも必要になりますし、その危険度の緊急性というのもあります。あと、切迫性に応じて、市民の生命保護の観点、そういったものを念頭に置きながら、対応が必要であると言われております。本市におきましても、この代執行というの、いわゆる可能性というのものにはあるんですけども、それにつきましては、例えば、空き家の対策協議会とか、そういったものもありますので、そういったところで議論を頂きたいと考えております。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

先ほど徳田委員の質問にありました緊急措置の経費でございますが、契約金額が15万120円となっております。

○委員長（前島広紀君）

よろしいですか。ないようですので、これで建築指導課に関する質疑を終わります。次に、都市計画課に関する質疑を行います。質疑はございませんか。委員の質疑もまた執行部の答弁も要点を簡潔にお願いいたします。

○委員（松枝正浩君）

歳出決算資料の73ページ、コインパーキングを契約されているかと思うんですけど、これの委託の期間が令和2年2月1日から令和7年1月31日までと期間が定めておまして、令和元年度の2月、3月の実績数が分かればお示ください。

○都市計画課長（三島由起博君）

令和元年度の2月、3月の実績につきましては、2か月で109台車を止めて利用していただいております。

○委員（松枝正浩君）

主要な施策の107ページ下段、公園整備事業についてお尋ねします。有下公園が整備できたということで、緑の基本計画がありますけれども、緑の基本計画を策定してから、あまり高い数値でないと思うんですが、達成率、この時点でどのぐらいの整備ができているのか、把握されていたら教えてください。

○都市計画課長（三島由起博君）

緑の基本計画において、ある程度その数値基準一人当たりの面積について示しておりますけれども、中間値で一人当たり10㎡という数値を目標に整備してきておまして、それに近い形は達成しているんですけど、有下公園を含めた細かい数字については、現在押さえてないところです。

○委員（松枝正浩君）

今ありました一人10㎡ということなんですけれども、あとどのぐらい市内の中で、その公園を作っていく予定であられるのか、もし分かればお示ください。

○都市計画課長（三島由起博君）

現在、緑の基本計画を策定したところがございますけども、本年度、都市計画マスタープランを



策定しまして、緑の基本計画の基本的な方針につきましては、都市計画マスタープランに掲載しまして、都市計画マスタープランの方針に沿って、今後、公園整備については進めていきたいというふうに考えております。当然、公園整備につきましては予算確保がなかなか難しい現状もございます。要望も受けている状況でございますけれども、今後の要望状況等を踏まえまして、財源確保に努めながら、整備を進めていきたいというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

まち交街路事業、街路事業、予算書でいえば118ページ、計上してあります。この中でまち交街路事業に支出された金額はいかほどになっていますか。

○都市計画課長（三島由起博君）

令和元年度は130万円ほどの支出をしております。

○委員（植山利博君）

成果表の105ページに、川跡地区道路整備とかいうのは記載がされておりますけれども、なかなか先に進んでいないという感があるんですが、予定としては何年度までですか。この事業は。

○都市計画課長（三島由起博君）

国分中央地区につきましては、現在、第三期に入ってきております。来年度がこの計画の5か年計画の最終期間となっておりますけれども、本計画の中に、当初、街路整備事業で整備を進めていました犬追馬場線がございまして、そちらを都市再生整備計画事業の中に編入したことによりまして、非常に事業費が大きくなりまして、期間もちよっと不足するものですから、今後、県と協議をしまして、新たに事業期間の延伸をしたいというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

この地区は、もともと合併前に国分が区画整理を進めたいということで、まちづくりの計画がなされていたと思うんですが、これまでも私は、この地区の区画整理事業に転換すべきではないかということを再三言ってきたわけですが、このような議論は現在なされていないですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

議員が御指摘の区画整理型のそういう整備ということにつきましては、現時点では考えていないところです。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで都市計画課に関する質疑を終わります。

○委員長（前島広紀君）

次に、区画整理課に関する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（山口仁美君）

主要な施策の成果108ページ、住宅市街地総合整備事業の中で、成果の欄に長年交渉が難航していたうちの1件について除却工事ができた。しかし、他の地権者との交渉が進まず、予定していた事業内容がほぼ執行できなかったという記載があるんですが、この辺を詳しく教えてください。

○区画整理課主幹（赤塚裕樹君）

住宅市街地総合整備事業で施工する建物があと2戸、3棟ありまして、地権者が2名ございます。その地権者2名に対して交渉を継続しているところなんですけれども、このうち1名につきましては、平成29年度に建物調査を行いました。補償額にも納得いただいたので、平成30年度に予算の計上を行いました。そして今後の流れについて説明を行うところまで行っていたのですが、その後、体調が悪いと。とても移転するようなことができないということになりまして、その後も継続して交渉していたのですが移転には至らなかったということで、予定していた内容の建物

取得費、あと通常の損失補償費、そういったものが執行できなかったということです。

○委員（山口仁美君）

あともう1件の方はどうでしょうか。

○区画整理課主幹（赤塚裕樹君）

もう1件のほうも現在、交渉継続中ではありますが、なかなか進展していないような状況です。

○委員（山口仁美君）

少し気になったのが事業費ベースの進捗率90.9%となっているんですけど、先ほど口述の中の数字とちょっと違うような気がするんですけども、89.1%と書いてあったような気がするんですが、これ数字の捉え方が何か違うんですかね。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時33分」

---

「再 開 午後 1時33分」

○委員長（前島広紀君）

再開します。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

89.1%といたしますのは、浜之市土地区画整理事業の進捗率でございますが、90.9%は、住宅市街地総合整備事業ということで、浜之市の整備を進める中で、二つの事業が入っていることで、二つに分かれております。

○委員（松枝正浩君）

主要な施策の108ページ、麓第一土地区画整理事業についてお尋ねいたします。成果の中で、保留地販売は67.5%ということで書いてあります。これの保留地の販売の目標年度、いつごろまでに販売をしていくのかという目標があれば、お示してください。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

目標につきましては、事業年度、換地処分が来年度ですので、来年度まで、若しくは令和8年度まで施行年度がございますので、そこまではというふうに考えております。

○委員（松枝正浩君）

それでは不用額調書についてお尋ねします。41ページの22補償補填及び賠償金、繰越額を含んでの1億4,544万4,082円ということで、ここに理由が書いてありますけれども、この金額の内訳が多い事項というのがどれに当たるのか、お示してください。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

補償補填及び賠償金のところは、単年度事業費として計上しておりましたが、国の補助事業の予算が見込みより増額となったことから、単独事業費を充てたことで不用額としております。それで、あと残りは1億2,911万9,800円が単独事業分に充てたので不要とした分で、残り124万5,760円は実績による執行残でございます。

○委員（前川原正人君）

確認をさせて欲しいんですけど、浜之市土地区画整理事業と隼人駅東土地区画整理事業が二つあるわけですけど、これはその事業費ベースでの進捗は明記があるんですけども、面整備率でいったときにどうなっているのか、お知らせいただけますか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

浜之市地区におきましては、面積ベースで88.4%。隼人駅東地区が14.6%でございます。

○委員（植山利博君）

隼人駅東の区画整理事業の仮換地指定率が70.3%ということですが、少し難儀をされているのかなという気がするんですが、見通しとしては、どういう状況ですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

現在、3月時点で70.4%ということですが、現在、仮換地の説明を個人個人にしまして、今月、都市計画審議会を開く予定でございますけれど、そこにまた7件ぐらいかける予定ですので、着実に仮換地指定は進んでいくと考えております。

○委員（植山利博君）

一時期、仮換地の見直しをしたということによって、住民説明会もしたわけだけれど、ちょっと反発されている住民がいらっしゃるのかなという懸念を持っていたんです。もうその辺は払拭されたという理解でいいですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

個人個人、説明しておりますと、その辺はもう理解していただきまして、個人の仮換地のことで説明していきますけれど、それに対しては御理解いただいていると考えています。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで区画整理課関係の質疑を終わります。以上で、建設部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時39分」

「再 開 午後 1時44分」

△ 議案第73号 令和元年度霧島市水道事業会計決算認定について

△ 議案第74号 令和元年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第73号、令和元年度霧島市水道事業会計決算認定について、及び、議案第74号、令和元年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

議案第73号、令和元年度霧島市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。事業概要につきましては、配水管等の新設及び増径・老朽管等の布設替工事として、台明寺配水区(福島地区)基幹管路廃止及び配水管切替工事外44件、延長1万2,073mの工事を実施し、老朽管等の耐震化を図りました。また、設備更新工事につきましては、ゆうゆうタウン水位計設置工事等の整備を行い、安定した給水能力の維持に努めたところです。業務実績につきましては、年度末給水人口が12万922人で前年度と比較して508人減少しましたが、年度末給水件数は5万9,921件で395件増加しております。年間総配水量は1,687万6,409m<sup>3</sup>で、一日平均配水量は4万6,110m<sup>3</sup>となり、前年度に比較して1,323m<sup>3</sup>減少いたしました。なお、年間総有収水量は1,478万6,122m<sup>3</sup>、有収率は87.61%で、前年度に比較し0.88ポイント高くなっております。次に、経営成績につきましては、税抜きで総収益22億1,700万1,090円、総費用16億8,434万8,759円、差引き5億3,265万2,331円の純利益で、前年度より6,363万4,195円減少し、対前年度比10.7%の減となっております。また、収支比率におきましては、総収支比率131.6%、経常収支比率131.6%となり、前年度の比較では、総収支比率、経常収支比率ともに4.6ポイント低くなったものの、ほぼ良好な経営状態が保たれているものと考えております。

以上、概要を申し上げましたが、今後も企業会計の原則である独立採算制の堅持と公共の福祉の増進を図るため、企業努力による経営の安定・合理化に努めるとともに、水道施設の維持管理及び必要な整備を行ってまいりたいと存じます。なお、詳細につきましては、後ほど水道管理課長が説明申し上げます。次に、議案第74号、令和元年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について、説明申し上げます。本議案は、令和元年度霧島市水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。令和元年度霧島市水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度からの繰越利益剰余金9,944万6,859円と当年度純利益5億3,265万2,331円の合計額6億3,209万9,190円に、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額1億6,138万1,700円及び減債積立金取崩し額7,530万円を加えた8億6,878万890円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち1,900万円を減債積立金に5億1,138万1,700円を建設改良積立金として処分し、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額と、減債積立金取崩し額の合計2億3,668万1,700円を資本金に組み入れ、残額1億171万7,490円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものでございます。以上、説明申し上げますが、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○水道管理課長（久木元直仁君）

議案第73号、令和元年度霧島市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。霧島市水道事業会計決算書をお開きください。1ページから順に説明してまいります。決算書の1～4ページは水道事業決算報告書で、金額は税込表示となっております。1～2ページが、収益的収入及び支出で、企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出となります。収入は、給水サービスの提供の対価である給水収益等で、支出は、給水サービスの提供に関し、必要な人件費、修繕費、動力費等の費用であります。収入の第1款、水道事業収益の決算額は、19億3,971万4,557円で、対予算比は97.9%、うち仮受消費税及び地方消費税が1億4,820万9,102円です。第2款、簡易水道事業収益の決算額は、4億5,224万8,145円で、対予算比は99.1%、うち仮受消費税及び地方消費税が2,675万2,510円です。なお、収益的収入の決算額は23億9,196万2,702円で、対予算比98.1%となります。次に、支出の第1款、水道事業費用の決算額は12億9,540万9,014円で、対予算比が90.7%、うち仮払消費税及び地方消費税が3,189万611円です。第2款、簡易水道事業費用の決算額は4億9,160万5,593円で、対予算比が91.4%、うち仮払消費税及び地方消費税が1,363万7,737円です。なお、収益的支出の決算額は17億8,701万4,607円で、対予算比90.9%となっております。また、収入から支出を差引いた額は6億494万8,095円になります。続きまして、3～4ページの資本的収入及び支出です。資本的収支は、住民に対するサービスの提供を維持するための施設整備費用及びこれらに要する資金であります。収入の第1款、水道事業資本金収入の決算額は531万4,700円で、消火栓設置にかかる一般会計負担金及び県事業に伴う水道管の移設補償にかかる県工事負担金となっております。対予算比は177.2%です。次に、支出の第1款、水道事業資本的支出の決算額は、前年度繰越額を含め、5億7,501万8,933円、うち仮払消費税及び地方消費税が3,771万1,732円で、翌年度繰越額は4億7,376万2,000円となっております。第2款、簡易水道事業資本的支出の決算額は、5億1,323万3,234円、うち仮払消費税及び地方消費税が3,379万1,316円で、翌年度繰越額は1億2,966万80円となっております。資本的支出の決算額は10億8,825万2,167円で、対予算比は78.0%です。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額10億8,293万7,467円は、当年度分損益勘定留保資金7億7,475万2,719円、減債積立金取崩し額7,530万円、建設改良積立金取り崩し額1億6,138万1,700円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,150万3,048円で補填しております。続きまして、5～6ページの損益計算書です。これは、1年間の企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得た全ての収益と、これに対応するすべての費用を記載したもので、収益的収支を税抜で表示しております。営業収益は20億3,396万9,030円で、営業費用が16億4,963万7,943円となっ

ており、営業収益から営業費用を差引いた営業利益が3億8,433万1,087円となります。次に、営業外収益は1億8,303万2,001円、営業外費用は3,470万9,609円で、営業外収益から営業外費用を差引いた営業外利益は1億4,832万2,392円となり、営業利益に営業外利益を加えた経常利益は5億3,265万3,479円になります。続きまして、6ページになりますが、特別利益が59円、特別損失は1,207円で、差引1,148円の損失となり、これを経常利益に加えた当年度純利益は5億3,265万2,331円になります。前年度の繰越利益剰余金9,944万6,859円、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額1億6,138万1,700円及び減債積立金取崩し額7,530万円を当年度の純利益に加えた、当年度未処分利益剰余金は8億6,878万890円になります。次は、7～8ページの剰余金計算書です。剰余金計算書は、剰余金はその年度中に、どのように増減変動したかの内容を表すものであり、資本剰余金と利益剰余金の二つに区分されております。なお、資本剰余金は、資本取引から生ずる剰余であり、企業外部から繰り入れたもの、利益剰余金は、損益計算上の利益の額により得られるものであります。計算書上段の前年度末残高から議会の議決による前年度分の未処分利益剰余金処分を行ったものが、中段に記載してあります処分後残額となります。資本金は2億8,043万2,787円を組入れ、158億8,917万7,434円に、減債積立金は2,500万円を積立て4億8,100万円に、建設改良積立金は5億7,043万2,787円を積立て25億1,000万円になっております。下段の当年度末残高は、利益剰余金の減債積立金が7,530万円を取り崩し、4億570万円に、建設改良積立金が1億6,138万1,700円を取り崩しにより23億4,861万8,300円に、未処分利益剰余金が、減債積立金取崩し額7,530万円と建設改良積立金取崩し額1億6,138万1,700円及び当年度純利益5億3,265万2,331円を加え、8億6,878万890円で、利益剰余金合計は36億2,309万9,190円に、資本金・剰余金を併せた資本合計は195億2,848万4,229円になります。続きまして、9～10ページの貸借対照表です。貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、年度末において保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示したものであります。左側の資産は、企業の経営の活動手段である運用形態を、右側の負債・資本は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものであります。まず、9ページの資産の部ですが、固定資産のうち、有形固定資産の合計額が192億1,570万6,905円、無形固定資産の合計額が279万3,902円で、固定資産の合計額は192億1,850万807円になります。詳細は37～40ページの固定資産明細書に掲載してあります。次に流動資産ですが、合計額は39億1,566万7,764円で、うち現金預金は36億5,955万3,015円で、令和2年度への繰越現金となります。未収金は、4,838万6,948円で、詳細につきましては25ページに未収金明細書を掲載しております。また、未収金貸倒引当金98万5,000円は、過去の貸倒実績率で算出した額となります。なお、固定資産及び流動資産を併せた資産の合計は、231億3,416万8,571円となります。次に10ページの負債の部です。負債は固定負債・流動負債・繰延収益に区分され、1年以内に納期が到来するものを流動負債に、流動負債及び繰延収益以外の債務で、納期が1年以降に到来するものを固定負債に分類しております。固定負債は12億9,870万5,586円、流動負債は3億7,051万4,447円で、うち未払金が1億5,146万1,597円となっております。また、賞与引当金1,463万5,000円及び法定福利費引当金285万7,000円は、次年度の6月に支払われる賞与の算定期間のうち、令和元年度の負担となる令和元年12月から令和2年3月までの4か月分を引当てたものです。繰延収益は19億3,646万4,309円で、補助金等をもって取得した資産の減価償却に伴い収益化していくものであります。なお、固定負債、流動負債、繰延収益を併せた負債の合計額は、36億568万4,342円となります。続きまして、資本の部です。資本金は、158億8,917万7,434円で、剰余金は、資本剰余金が1,620万7,605円、利益剰余金が36億2,309万9,190円で、併せて36億3,930万6,795円となります。資本金と剰余金を併せた資本合計は、195億2,848万4,229円で、負債と資本の合計額は231億3,416万8,571円となります。この金額は、9ページの資産合計と一致いたします。11～12ページは注記表になります。注記表は、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準及び手続きを掲載したのものになります。以上が、決算書に関する説明でございます。続きまして、決算付属書

類について説明いたします。決算付属書類の13～26ページは水道事業報告書です。13ページは概況です。令和元年度は、配水管の新設・増径・老朽管の布設替等の配水管布設工事など45件、延長1万2,073mの工事を行っております。職員に関する事項は、水道事業支弁の職員数を掲載しております。令和2年3月31日現在の職員数は25名です。15～18ページは、工事概要となっております。水道事業は合計22件で、事業費は、前年度からの繰越工事に係る変更増分を含めて1億5,162万3,313円、簡易水道事業は合計19件で、事業費は、前年度からの繰越工事に係る変更増分を含めて2億4,461万460円となっております。なお、17～18ページには30年度からの繰越工事を掲載しており、水道事業が10件で2億3,069万503円、簡易水道事業が6件で1億4,317万3,440円となっております。また、令和2年度への繰越工事は、水道事業が7件で4億1,480万6,000円、簡易水道事業が6件で1億2,966万80円となっております。続きまして、19ページは業務量で、20ページに水道事業・簡易水道事業別に内訳を掲載しております。年度末給水件数は5万9,921件で、年間配水量が1,687万6,409m<sup>3</sup>、有収水量が1,478万6,122m<sup>3</sup>となっており、有収水量を配水量で割った有収率は87.61%で、前年度比較で0.88ポイントの増となっております。供給単価は、132円48銭で、前年度より61銭高く、給水原価は、106円52銭で前年度より4円5銭高くなっております。次に、21～26ページは会計に関する事項です。主要契約の要旨は、資本的支出の契約額300万円以上のものを掲載しております。水道事業が22件、簡易水道事業が19件となっております。24ページには企業債の概況を掲載しております。前年度末の残高が16億4,093万8,825円、当年度の償還高が1億8,818万6,224円で、令和元年度末残高は14億5,275万2,601円です。なお、企業債明細書を41～44ページに掲載しております。25ページには未収金明細書を掲載しております。未収金の合計は4,838万6,948円です。26ページには事業資金収支表を掲載しております。この表は、令和元年度の実際の現金の動きで、受入資金から支払資金を差引いた額が36億5,955万3,015円で、この額が令和2年度への繰越現金となります。27ページはキャッシュフロー計算書です。間接法により作成しております。キャッシュフロー計算書は、貸借対照表の資産のうち、現金預金が1年間の経営活動でどのように動いたかを示すものです。業務活動によるものが12億1,012万円の増、投資活動によるものが7億8,956万8,000円の減、財務活動によるものが1億8,818万6,000円の減で、資金増加額は2億3,236万6,000円となり、資金期首残高34億2,718万7,000円にこれを加えた資金期末残高は36億5,955万3,000円で、貸借対照表の現金預金の額と一致します。次に、28～34ページは収益費用明細書、35～36ページは資本的収支明細書で税抜きの決算状況です。37～40ページは固定資産明細書、41～44ページは企業債明細書となっておりますので、お目通しください。45ページは消費税計算書です。令和元年度の消費税及び地方消費税は5,713万7,431円となっております。以上が、令和元年度霧島市水道事業会計決算書の説明になります。なお、議案第74号、令和元年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての説明は、上下水道部長の説明と重複するため省略いたします。以上で、説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

決算書の17ページ、令和2年度への繰越工事という一番下の隼人市民サービスセンター駐車場整備工事なんですけれども、隼人市民サービスセンターに移るのに必要となる工事というものは、大きなものはこの駐車場整備のみでよいと理解していればよろしいですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

令和元年度につきましては、この駐車場整備工事でした。令和2年度におきまして現在、メーター倉庫の建設の準備を進めているところであります。あと、西側の体育館前の前スクールバスを入れていた車庫があるんですが、そこにクレーンを設置した工事などを行っております。

○委員（前川原正人君）

二、三お聴きしておきたいと思うんですが、これは令和元年度決算でそれぞれ報告いただいているわけですが、令和元年度の当初予算の中で、債務負担行為として、2億7,728万円が包括的業務委託で3年間という一つの流れがあったわけですが、その中で令和元年度における義務的発生額が幾らほどになったのか。また、そのことは今回の決算資料の中のどこの部分で見取れるのかお聴きしておきたいと思います。[39、40ページに答弁あり]。

○委員長（前島広紀君）

休憩します。

「休憩 午後 2時23分」

「再開 午後 2時23分」

○委員長（前島広紀君）

再開します。

○委員（前川原正人君）

それと決算書の中の20ページ、これは水道事業と簡易水道と分けて表記がされているわけですが、この有収率を見ても、若干ですが、有収率が上がっている。これは言い換えれば、漏水を防止できたということになるかと思いますが、福山町の有収率が、長年の懸案事項なんですけれども、やはり100は難しいとは思いますが、これを100に近づけなければ努力はしなきゃならないと思うんですが、その辺について、どう分析をしていらっしゃるのか。また、今後の課題として、どう取り組まれようとしているのかということをお聴きしておきたいと思います。

○水道工務課長（上小園伸一君）

有収率を上げるには、今、委員がおっしゃいましたように、漏水防止、老朽管及び漏水箇所の多い配水管の布設替え、それしかないのではないかと今考えておまして、今後も引き続き、その対策に取り組んでまいりたいと考えているところです。

○委員（前川原正人君）

私も福山に移り住んで、福山から出ているという背景もあるわけですが、実際の話、今まで水道図面がなかったわけですね。一人の方の頭の中であってその方が亡くなられて、全く分からない状況だということになっているわけです。だから、合併してもう15年経って、図面が少しずつでも充実していくという方向に向かっていると思うんですが、まだまだそのことについては時間が掛かっていくという理解でよろしいですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

牧之原で言いますと、平成17年度から令和2年度2月末までに総延長が3,780mほどございまして、これは10号沿いにある延長ですが、3,780mあるうちの1,474.4m敷設替え等を行っております。現在、39%終えておりますので、大体、4割程度が終わったのかなと思っておりますので、ここにつきましても、漏水等が多発しておりますので、今後も引き続き、布設替え等を行ってまいりたいというふうに計画しているところでございます。

○水道管理課長（久木元直仁君）

先ほどの前川原委員の包括委託の件なんですが、31ページのところになります。(款)の水道事業費用、(項)の営業費用、(目)の総経費の中の委託料の中に含まれております。金額と致しましては1億1,020万8,000円になります[40ページに訂正発言あり]。

○委員（前川原正人君）

当初、包括委託をするということで、人件費が相当節約できるであろうと。その試算が、大体年間1,400万円ほど節約できるであろうという、一つの見込みとして、その包括委託をやられた経過、

経緯があるわけですね。しかし、現実には、それはもう計画であって、実際動いてみて、またその差というのも当然出てくると思うんですが、その辺はどのように分析をされていらっしゃるんですか。

○水道管理課長（久木元直仁君）

人件費、その他いろいろな経費を含めまして、まず、平成29年度と平成30年度を比較したところ約1,700万円。それから元年と平成29年度を比較した場合、これは消費税等、途中で上がっておりますので、約1,300万円となっているようです。

○委員（前川原正人君）

やはり、あくまでも計画は計画であって、現実進んでいくと、ある一定程度の差も出てくるというのが本来のというか、当然そういうのも考えなければならぬんですけど、だから、逆に言うと、包括委託をしなくても、そんなに影響がなかったのではないかなという気はするんですね。実際、水道部の職員の皆さんも相当努力をされて、様々なサービスの向上のために奮闘をされているということも理解しているつもりですけど、これがあと1年間残っているわけですけど、それがまたどういうふうに展開するのかっていうのは、またこれもやってみなければ分かんないですけど、当初の計画どおり進んでいくという理解でよろしいわけですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

窓口業務の包括委託につきましては今年で3年目です。終わりの年ですので、今年度またプロポーザルで募集しまして選ぶという形になろうかと思えます。人件費の削減もさることながら、いろんな経費もさることながら、やはり職員数が全体的に減ってきているというところで考えた場合、そういった民間に任せられる部分というのをよく考えながら、業務をどう任せていくかということを考えながら、水道は、先んじて窓口の包括委託をしたというふうに理解しておりますので、次の今後3年間、予算書の中で出していたと思うんですけども、3年間の債務負担行為で出しております。そういった形でまた選択していくという予定です。

○水道管理課長（久木元直仁君）

先ほど、包括委託の委託費の件でお答えいたしました、消費税を10%で全て計算してしまったもんですから、修正させていただきたいと思えます。1億953万6,000円となります。御修正方よろしく申し上げます。

○委員（前川原正人君）

あの分については、8%と10%が複合的にあったということで、この1億953万6,000円ということで理解していいんですね。

○水道管理課長（久木元直仁君）

そのとおりでございます。

○委員（松元 深君）

まず、単純なことですが、決算書20ページですが、簡易水道で給水原価が平成30年度からすると20円ほど上がっているんですが、これは供給単価等への影響は影響ないんですか。なぜ20円も上がったのか。費用がかなりかさんだという推測ですが。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

20ページの簡易水道事業の供給単価、給水原価。供給単価につきまして、これは売上ですので、人口等、使用水量が変わらなければそれほど変動はないんですが、給水原価につきまして、これは左の表にありますとおり、経常費用から長期前受金戻入額を引いたものですので、何らかの形で費用が。例えば大きな修繕があつたりとかしてしまうと、どうしてもこれが上がってしまうという形になろうかと思えます。

○委員（松元 深君）

これも、また、今分からないと思えますが、それと、企業債についても、大分、特に簡易水道な



んかもう10年以上起債はされていないんですが、今後また、特に国道10号等の敷設替え等が出てきて、起債が発生するかなと思います。それと、台明寺の水源地について、これは計画があったわけですが、もうそろそろ今年ぐらい、令和元年で済むぐらいの計画であったんですが、これについて少しお伺いしておきます。

○水道工務課長（上小園伸一君）

台明寺水源地にあります配水池を新たに建設するというので、今、仮称で宇都良配水池ということで計画を進めているところでございます。現在、用地買収、あと林地開発等の申請も終了いたしましたして、今年度、予算にて進入路等の建設を予定しているところでございます。

○委員（植山利博君）

今の松本委員のところとちょっと関連するんですけど、さっきの20ページ、20ページの給水原価、それぞれ水道事業と簡易水道事業と分けて、この表には載ってますけれども、さっきの口述では、給水原価は、まず供給原価は132円48銭、前年度より61銭高い。給水原価は106円52銭と言われていますが、この給水原価と供給単価は両方合わせた分だという理解でいいんですか。簡易水道と水道事業の平均をとった原価という理解でよろしいんですよね。数字が違うから。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

両方合わせた形でございます。有収水量とか、それから費用とか収益とか、水道と簡易水道と合わせたのが19ページの表になります。

○委員（植山利博君）

私が言ったのは、この口述のほうも19ページのほうで口述をしたということですよ。分かりました。そこで、今さっき説明があったら、いろんな経費がかさんだからこうなったと。それは当然のことなんですけど、主なる原因はどういうことですか。有収率は好転してるんですよ。だから、水漏れとかはなくなってるから、そのことだけ捉えれば安くなるはずなんです。ただ、様々なほかの人件費であったり、いろんな要素が重なって高くなってるんでしょうから、その主なる原因はどこにあるかということをお伺いしているんですけども。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

細かいと言っているのかどうか分かりませんが、実は、その簡易水道事業の中で新燃岳の噴火の関係で、1か所水源地が使えなくなったのがありまして、その代わりに下のほうから水をずっと送り続けているという所があります。その電気代がかなりかさむようになってきているのも事実です。

○委員（植山利博君）

確かに、この20ページの表を見れば、簡易水道の方が160円から180円と20円程度パッと大きく上がってるわけですね。だから、簡易水道の何かに原因があるんだろうと思ひまして、その電気代という理解でいいということですよ。次に、これはもう毎年の傾向なんだけど、給水人口は減り続けてきてますよね。それで、給水件数はずっと増え続けてきてるんですが、ここ四、五年以上、この原因は人口は減ってるけれども、例えば事務所とか店舗とかそういうところが増え続けているんだという今までの説明だったんですが、令和元年度についてもそういう理解でいいんですか。

○水道管理課長（久木元直仁君）

人口的には基本台帳上も減っておりますが、世帯数は増えております。約300から400世帯ぐらいずつは増えております。ということは、単身者等が増えているのかなと。それと、住所は移さないけれど、こちらに居住される方等も含まれていると考えております。

○委員（植山利博君）

それで配水量も減ってきてるんですよ。要するに一人当たりの配水量というの。だからそれは転居していなくなった人たちの影響があるという理解でいいんですか。

○水道管理課長（久木元直仁君）

世帯数等は増えておりますが世帯員は減っておりますので、使用水量等は減ってきているものだと考えております。

○委員（植山利博君）

計画人口というのは人口よりも多く見積もっております。計画人口は、これによれば行政区域内の人口は水道事業が10万6,588人、計画人口は11万6,000人ということで、多く見積もってあるということは、その配水能力はそれだけありますよと。配水能力に見合った人口を想定してますよという理解でいいですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

そのとおりだと思います。

○委員（厚地 覺君）

未収金ですが、これは両方とも、令和元年度は、件数、金額、突出してますけれども、この数字は令和2年度当初になれば、相当減ってくるという意味のものですか。

○水道管理課主幹（田之上博君）

未収金の明細のことだと思いますけれども、水道事業は公営企業会計のために、出納整理期間がございません。そのため、3月末で収入を切っております。それで一般会計と同じ5月末の時期に関しますと約4,100万円の未収金が約758万8,000円に減っております。さらに、9月末になりますと147万1,000円に上水道、簡易水道合わせて減っております。そういう状況になっております。

○委員（厚地 覺君）

注記表でですね、11ページの、固定資産の減価償却。耐用年数で構築物が10年から60年となっているんですけども、これは敷設したパイプを含むわけですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

構築物は埋設したパイプ等も含まれます。

○委員（植山利博君）

未収金の話が出ましたので、水道料金の未払いをすると、一定期間経つと水道水を止めるという理解でまずよろしいですよ。

○水道管理課長（久木元直仁君）

即というわけではなく、段階を経て、悪質な方には停止という処置をとらせていただいております。

○委員（植山利博君）

であれば、その段階の手順を説明してください。

○水道管理課水道業務グループサブリーダー（渡部 司君）

納期限から一月後に督促状を発送いたします。それから、さらに納期限から3か月後には給水停止の予告書を発送いたします。その翌月に給水停止を実行する並びになります。

○委員（植山利博君）

大体5か月ぐらいかかるということだと、今そう聞いたんだけど、未払いが起こってから5か月、半年、大体はそれぐらいかと思うんです。それでいいですか。

○水道管理課水道業務グループサブリーダー（渡部 司君）

最初の納期限から4か月後になります。

○委員（植山利博君）

そういう事例が何件ぐらいありますか。令和元年度。

○水道管理課水道業務グループサブリーダー（渡部 司君）

令和元年度の給水停止の実績では1,917件になります。

○委員（植山利博君）

1,900が多いのか少ないかというような議論が分かれるところでしょうが、今、私が聴いたイメージでは多いなど。非常に多いんだなという思いをしました。その後はどうなりますか。水道が止まると非常に皆さん生活できない状況が出てくるから、パッと持って来ると常識的には思うんですけど、どんな状況ですか。その千幾らの中が、4か月経った後にどういう対応されてますか。

○水道管理課水道業務グループサブリーダー（渡部 司君）

実際、給水停止をした後に、お客様のほうで使用料の支払などきますので、お支払いいただいたら即時、解除しております。

○委員（植山利博君）

止めてから1か月も2か月も、若しくは半年も支払に来られない事例がありますか。

○水道管理課水道業務グループサブリーダー（渡部 司君）

実際にはすぐにこられる方のほうが大半を占めますが、中には一月、二月来られない方もいらっしゃいます。その分については、一月後以内にはもう一度確認に行って、居住されてるのか、それとももう転出していないのかというのを確認して、また後追い調査をしております。

○委員（植山利博君）

例えば、半年以上、若しくは1年以上支払をされていない。止まったままという方の事例がありますか。

○水道管理課水道業務グループサブリーダー（渡部 司君）

実際にはあります。ただし、その方が無届とかでいなくなっていることのほうが大半を占めております。

○委員長（前島広紀君）

休憩します。

「休 憩 午後 2時48分」

---

「再 開 午後 2時49分」

○委員長（前島広紀君）

再開します。

○委員（前川原正人君）

監査委員意見書の17ページの不納欠損の部分ですけれど、公営企業会計決算審査意見書、この17ページの中で不納欠損が当年度の不納欠損として40万6,686円、178件ということで報告いただいているわけですが、これが前年から比較をすると金額は減って、前年度に比較して件数で78件増加をしたということになっているわけですが、この内容はどのようなものだったのかお知らせいただけますか。

○水道管理課長（久木元直仁君）

内容的には、転出、転居等の行方不明、それと死亡、また倒産等、あとは自己破産等になります。

○委員（前川原正人君）

やはり、去年の景気の動向に左右されたりというのも条件としてあったんでしょうけれど、それぞれの件数がどのような件数だったのか。お知らせいただけますか。

○水道管理課長（久木元直仁君）

まず、転出、転居先不明等、これにつきましては月数で99月、死亡が49月、倒産等22月、自己破産等8月、計の178月となります。

○委員（前川原正人君）

99月ということは、その99月前まで遡るといって、そういうことではないんですか。何が言いたい

かっていうと、いつぐらいまでのやつが一番古いやつで残ったのかということですね。

○水道管理課長（久木元直仁君）

不納欠損をしました一番古いのが、平成26年度が15月、平成27年度が9月、平成28年度が18月で、平成29年度が136月という形です。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第73号及び議案第74号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時52分」

「再開 午後 3時12分」

△ 議案第75号 令和元年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について

△ 議案第76号 令和元年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第75号、令和元年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について及び議案第76号、令和元年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

議案第75号、令和元年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、御説明申し上げます。工業用水道事業につきましては、令和元年度は15社22事業所に給水し、産業基盤の確立に必要な安定的かつ低廉な価格の給水を確保するため、施設の保守・管理に努めてまいりました。契約水量は1日291m<sup>3</sup>で、年間使用水量である有収水量は6万3,476m<sup>3</sup>となっており、前年度に比較して4,606m<sup>3</sup>増加しております。また、工業用水道事業につきましては、責任水量制を採用しており、料金算定に用いる期間有収水量は11万9,941m<sup>3</sup>で、前年度より5,834m<sup>3</sup>増加しております。経営成績を見ますと、総収益2,470万5,703円、総費用2,243万3,092円で、差引き227万2,611円の純利益となっておりますが、一般会計から272万3,000円の補助金を繰り入れていることを考慮しますと、依然厳しい経営状況であると考えております。また、平成25年度から老朽施設の更新に着手しており、令和元年度は、浄水場の施設改良工事として、制御盤等電気設備工事を実施したところです。厳しい状況下ではありますが、経費節減に努め、健全な企業経営を推進するとともに、工業用水を安定的に供給するための必要な整備を行ってまいりたいと考えております。詳細につきましては、後ほど水道管理課長が説明申し上げます。続きまして、議案第76号、令和元年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分については、令和元年度霧島市工業用水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。令和元年度霧島市工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分につきましては、前年度からの繰越利益剰余金223万3,300円と当年度純利益227万2,611円の合計額450万5,911円に、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額249万1,602円を加えた699万7,513円が当年度未処分利益剰余金となり、このうち249万1,602円を建設改良積立金として処分し、当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額249万1,602円を資本金に組み入れ、残額201万4,309円を翌年度への繰越利益剰余金としようとするものでございます。以上、説明申し上げましたが、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○水道管理課長（久木元直仁君）

議案第75号、令和元年度霧島市工業用水道事業会計の決算認定について御説明申し上げます。決算書の1～4ページは工業用水道事業決算報告書で、1～2ページが決算報告書の収益的収入及び支出です。収益的収入の第1款、工業用水道事業収益の決算額は2,470万5,703円で、対予算比は100.4%です。次に、収益的支出の第1款、工業用水道事業費用の決算額は2,243万3,092円で、対予算比は91.1%で、収入から支出を差引いた額は227万2,611円となります。続きまして、3～4ページの資本的収入及び支出ですが、収入は2,352万9,000円で、対予算比は98.0%です。支出につきましては、2,761万2,500円で、対予算比99.3%になります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額408万3,500円は、当年度分損益勘定留保資金159万1,898円、建設改良積立金取崩し額249万1,602円で補填しております。次に、5～6ページの損益計算書です。営業収益は602万8,110円、営業費用は2,243万3,092円で、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は1,640万4,982円の損失となります。次に、営業外収益は1,867万7,593円で、営業利益を加えた経常利益は227万2,611円となり、この金額が令和元年度の純利益になります。前年度の繰越利益剰余金223万3,300円及び当年度補填財源として使用した建設改良積立金取崩し額249万1,602円を当年度の純利益に加えた当年度未処分利益剰余金は699万7,513円になります。続きまして、7～8ページは剰余金計算書です。計算書上段の前年度末残高から、議会の議決による前年度分の剰余金処分を行ったものが、中段に記載してあります処分後残額で、資本金は、35万8,243円を組入れ2,279万8,568円に、建設改良積立金は、235万8,243円を積立て1,500万円になっております。下段の当年度末残高は、利益剰余金の建設改良積立金が、249万1,602円の取崩しにより1,250万8,398円に、未処分利益剰余金が、建設改良積立金取崩し額249万1,602円及び当年度純利益227万2,611円を加え699万7,513円で、利益剰余金の合計額は2,125万5,911円に、資本金・剰余金を併せた資本合計は8,604万9,479円になります。続きまして、9～10ページの貸借対照表です。9ページは、資産の部です。固定資産合計は3億4,723万1,720円で、詳細は19～20ページの有形固定資産及び無形固定資産明細書に掲載してあります。流動資産合計額は6,097万4,055円で、このうち現金預金は6,095万655円で、令和2年度への繰越現金になります。固定資産及び流動資産を合わせた資産の合計額は4億820万5,775円です。次に、10ページの負債の部です。固定負債は修繕引当金2,499万2,590円、流動負債は未払金の1,721万7,156円となります。また、繰延収益は、長期前受金2億7,994万6,550円で、負債の合計額は3億2,215万6,296円となっております。次は、資本の部です。資本金は2,279万8,568円です。剰余金につきましては資本剰余金が4,199万5,000円、利益剰余金が2,125万5,911円で、剰余金合計額は6,325万911円、資本金及び剰余金を併せた資本合計は、8,604万9,479円、負債と資本の合計額は4億820万5,775円になります。これは9ページの資産合計と一致しております。11ページは注記表になります。以上が、決算書に関する説明でございます。続きまして、決算付属書類について説明いたします。決算付属書類の12～14ページは工業用水道事業報告書です。まず、概況ですが、令和元年度の給水につきましては、15社22事業所に供給いたしました。使用水量は年間6万3,476<sup>m</sup><sub>3</sub>、契約水量は1日291<sup>m</sup><sub>3</sub>となっております。次に、建設工事の概要ですが、施設改良工事1件、2,732万1,000円となっております。次の業務量ですが、年間配水量は6万8,268<sup>m</sup><sub>3</sub>、年間有収水量は6万3,476<sup>m</sup><sub>3</sub>で、有収率は92.98%となっております。次は13ページになります。供給単価は、50円26銭で前年度より2円9銭高く、給水原価は、54円5銭で前年度より1円61銭高くなっております。次は主要契約の要旨になります。300万円以上のものを掲載しており、該当する契約は、施設改良工事1件となっております。14ページには、事業資金収支表を掲載しております。受入資金が7,687万6,982円、支払資金が1,592万6,327円で、差引額が6,095万655円となり、次年度への繰越現金となります。15ページはキャッシュフロー計算書で、水道事業と同様に間接法を用いております。業務活動によるものが2,044万2,000円の増、投資活動によるものが408万4,000円の減で資金増加額1,635万8,000円となり、資金期首残高4,459万2,000円にこれを加えた資金期末残高は6,095万円で、貸借対照表の現金預金の額と一致しま

す。以下、16～18ページに収益費用明細書及び資本的収支明細を、19～20ページに固定資産明細書を掲載しております。以上が、令和元年度霧島市工業用水道事業会計決算書の説明になります。なお、議案第76号、令和元年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分の説明につきましては、上下水道部長の説明と重複するため省略いたします。以上で、説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりましたので、議案第75号と76号を一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

2点ほどお聴きをします。まず、先ほど、部長の口述で一般会計から727万3,000円の補助金を繰り入れたということで説明があったわけですが、この工業用水というのはあくまでも独立採算という理解でよろしいのですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

工業用水に限らず、公営企業会計すべからず独立採算というのが原則になります。

○委員（前川原正人君）

何が言いたいかという、独立採算であれば確かに旧国分の手法といいますか、これまでの経緯があり、責任水量制ということで幾ら使っても、どれだけ使わなくても、どれだけというのが、一つのルールとしてあるわけですが、独立採算というふうにおっしゃるのであれば、料金を工業用水の場合は、大体1立方当たり45円ですか。従量割に対して95円というのがあるのですけれども、やはり企業の社会的責任という点でいけば、ある一定程度の応分の負担ということも検討していく必要があるのかというふうに思います。ややもすると、水道料金を上げると誘致する企業がなくなるのではないのかという懸念や心配もあるわけですが、やはりその企業の社会的責任という点では、しっかりとした負担を頂くということも検討課題ではないのかと思うのですが、お聴きをしたいと思います。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

工業用水道事業ですが、上野原工業団地を県が造成し、旧国分市がそれを受け取ったのが1989年のことでした。当然、そのときはエリア全部に工場が入るということで使用水量、責任水量の最低が日量50トンということがうたわれております。しかし、実際に入ってきた企業というのが、そこまで水を使う企業ではなく、上野原の縄文の森が敷地の半分以上を占めてしまい、新しい工場が立地することはない。現在の工場が入っているところも、ほぼ9割以上は立地が終わったと感じております。そこで、独立採算制の話になりますけれども、水道もそうなのですが、料金設定をする際に総括原価方式ということで、今後の更新費用まで含めた形で料金設定をしなければならないということです。固定資産の構築物なのですが、当初に引き受けたときから管渠、受水槽等々あるのですが、耐用年数が管等でありまして40年ですので、2029年には耐用年数がきてしまう。その時の取得価格というのが、平成元年に県が作った金額で約3億5,000万になります。それを立地している工場が使う水道料金だけで賄うのかというと、なかなかそこまで計算した上で料金設定するのは難しい。そういった意味で、先に償却期間が既に到達している機械類は、一般会計から補助を入れて作ってきたという状況があります。ただ、今現在入っている工場で、三条予算のランニングコストは何とか賄えるようになりましたが、その料金設定という部分で値上げをするとなつた場合に、毎年お答えしていますけれども、やはり企業誘致であったりとか、それから市の政策であったりという部分が絡んでおりますので、その辺りは、商工の企業誘致担当それから財政担当と昨年度から協議を始めまして、今後、工業用水道事業の方も経営計画を立てる必要がございますので、その中でどうやっていくか。このまま工業用水道でいくのかどうするのかということまで含めて、検討が始まっているところでございます。

○委員（前川原正人君）

私は何が言いたいのかというと、企業はもう出て行ってくれとかそんなことを言っているわけではないのです。企業は、企業の社会的責任を果たしていただく。その代わりにしっかりとした水道料金を頂いていく。今、部長がおっしゃるように、2020年ともなると、これも耐用年数がもう来てしまうという状況がもう眼前に迫っている。ですから、今後の検討委員会なども十分可能性としては議論をしていかなければならないだろうし、今のこのままでいいのかっていうと、そのままではいけない。ですから、これはもう年々、老朽化が進んでいくというのは、差し迫った課題でもあるわけですので、その辺も含めた検討ということも、料金設定も含めて、検討が必要であろうということは理解をしました。そこで、お聴きをしたかったのは、トン当たりの責任水量制の部分で、1 m<sup>3</sup>当たり45円ということですが、大体、この料金設定というのは、ずっと今までも変わっていないという認識でよろしいですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

当初、当時の通産省の補助を受けている関係で、上限が45円という決まりがありました。数年前にそれは撤廃されたはずですが、経緯上、今でもトン45円です。契約水量を超えた分は、倍の90円という契約で行っているところです。

○委員（松元 深君）

一つだけお聴かせください。損益計算書で、長期前受金戻入を1,594万9,781円行っていますが、この根拠についてお願いいたします。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

損益計算書の営業外収益の長期前受金戻入の件だと思いますが、平成26年に公営企業会計法が改正になり、それまではこれはございませんでした。受贈財産や補助など負担金で作られた分は、全て次の次のページの貸借対照表の中の右下の資本剰余金という形に整理されておりました。ところが、それを受贈財産、補助金等で作られたものの固定資産は減価償却をみなし償却ということで現金がたまらない形で減価償却をしております。そのような中、水道もそうですが、現在ある固定資産で補助とか受贈財産で作られたものは、現状の評価額に合わないではないかという話になります。では、それを減価償却するとしてもその原資がございません。40ページで言いますと、受贈財産評価額が残っているのは土地です。それ以外の建物や機械など補助で受贈財産に受けた分を、その上の長期前受金というところに動かしています。そこから、長期前受金で受けた、受贈財産等で作られた固定資産の減価償却費をあたかもしたようにして、また5ページ戻りますけれど、営業費用の減価償却費の1,687万5,210円は、あたかも減価償却したかのようにして費用化するのですが、原資がございませんので、1989年に評価した金額を繰り延べて収入するというところで、下の営業外収益の長期前受金戻入額というところで、減価償却の相当額をここでは入れているということです。

○委員（松元 深君）

今の話であれば同じだけ戻し入れをしなければならぬのかと思ったのですが、減価償却費との差はやはり出てくるのですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

この差は、実際に現金がたまる分です。受贈財産や補助金等で100%作っているのは同額になりますけれども、同じ自分たちのお金で作ったものは減価償却して内部留保していく必要がありますので、その分はお金の差が出るということです。

○委員（植山利博君）

水のトン当りの値段、その契約水量を超えた部分についても一度確認をさせてください。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

契約水量内がトン45円。契約水量を超えた分がトン90円です。倍になります。

○委員（植山利博君）

九州管内の工業用水の料金設定は、平均的にどのようになっていますか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

九州沖縄になりますけれども、1m<sup>3</sup>当たりの単価ですが、平均で23.23円です。

○委員（植山利博君）

一般の上水道については、使用量によってトン単価が違うわけですけど、平均的なところの単価を確認させてください。

○水道管理課水道政策グループ主任主事（図師聖士）

水道料金の全国平均で13mmの口径の場合は、10m<sup>3</sup>使用した場合の全国平均が1,554.6円です。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第75号及び議案第76号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 3時44分」

「再 開 午後 3時46分」

#### △ 議案第79号 令和元年度霧島市下水道事業会計決算認定について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第79号、令和元年度霧島市下水道事業会計決算認定についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

議案第79号、令和元年度霧島市下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。下水道事業は、平成31年4月1日から地方公営企業法の全部を適用し、その会計制度も企業会計となり、決算書も公営企業会計の様式となっております。事業概要につきましては、管路においては、隼人見次地区污水管渠工事ほか5件の管渠工事や取付管工事を実施、延長1,753mの管路整備を行った結果、事業計画区域の整備率は国分隼人処理区で93.4%、高千穂処理区で92.6%、全体では93.3%となりました。また、処理施設においては、国分隼人クリーンセンターの3池目増設工事や牧場クリーンセンターの改修工事等の整備をすすめ、安定した汚水処理に努めてまいりました。業務実績につきましては、年度末水洗化人口が3万4,673人で前年度と比較して1,296人増加しております。年間処理水量は503万4,913m<sup>3</sup>で、前年度と比較して15万7,856m<sup>3</sup>増加いたしました。なお、年間総有収水量は414万8,464m<sup>3</sup>で、前年度と比較して2万8,135m<sup>3</sup>増加しています。次に、経営成績につきましては、税抜きで総収益13億9,090万5,026円、総費用12億5,626万861円、差引き1億3,464万4,165円の純利益となっています。また、収支比率におきましては、総収支比率110.7%、経常収支比率113.7%となります。以上、概要を申し上げましたが、経営戦略の見直しをはかりながら、公共の福祉の増進を図るため、企業努力による経営の安定・合理化に努めるとともに、下水道施設の維持管理及び必要な整備・更新を行ってまいりたいと存じます。私からは以上ですが、詳細につきましては、下水道課長が説明申し上げますので、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○下水道課長（池之上淳君）

議案第79号、令和元年度霧島市下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。霧島市下



水道事業会計決算書をお開きください。1ページから順に説明してまいります。決算書の1～4ページは、下水道事業決算報告書で、金額は税込表示となっております。1～2ページが収益的収入及び支出で、企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出となります。収入は、汚水処理サービスの提供の対価である下水道使用料等で、支出は、汚水処理サービスの提供に関し、必要な人件費、修繕費、動力費等の費用であります。収入の第1款、下水道事業収益の決算額は、14億2,327万580円で、対予算比は102.8%、うち仮受消費税及び地方消費税が3,414万9,087円です。次に、支出の第1款、下水道事業費用の決算額は12億6,772万5,685円で、対予算比が97.6%、うち仮払消費税及び地方消費税が2,262万675円です。また、収入から支出を差引いた額は1億5,554万4,895円になります。続きまして、3～4ページの資本的収入及び支出です。資本的収支は、住民に対するサービスの提供を維持するための施設整備費用及びこれらに要する資金であります。収入の第1款、資本的収入の決算額は8億3,928万7,218円で、うち仮受消費税及び地方消費税額は6,028円です。内訳は設備工事の原資である企業債、国庫補助金、受益者負担金、起債元金償還のための他会計補助金となっております、対予算比は83.6%です。次に、支出の第1款、資本的支出の決算額は、前年度繰越額を含め、13億2,935万5,962円、うち仮払消費税及び地方消費税が5,121万2,594円で、対予算比は90.1%です。また、翌年度繰越額は7,142万3,200円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億215万6,744円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,152万8,412円、引継ぎ金1億9,096万7,969円、当年度分損益勘定留保資金2億9,966万363円で補填しております。続きまして、5～6ページの損益計算書です。これは、1年間の企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得た全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載したもので、収益的収支を税抜で表示しております。営業収益は3億9,401万3,678円で、営業費用が10億6,777万5,297円となっております、営業収益から営業費用を差引いた営業利益はマイナス6億7,376万1,619円となります。次に、営業外収益は9億9,685万5,315円、営業外費用は1億5,543万921円で、営業外収益から営業外費用を差引いた営業外利益は8億4,142万4,394円となり、営業利益に営業外利益を加えた経常利益は1億6,766万2,775円になります。特別利益が3万6,033円、特別損失は3,305万4,643円で差引3,301万8,610円の損失となり、これを経常利益に加えた当年度純利益は1億3,464万4,165円になります。地方公営企業法適用初年度なので、前年度の繰越利益剰余金は0円で、当年度未処分利益剰余金は当年度純利益と同額の1億3,464万4,165円になります。次は、6～7ページの剰余金計算書です。剰余金計算書は、剰余金はその年度中に、どのように増減変動したかの内容を表すものであり資本剰余金と利益剰余金の二つに区分されております。なお、資本剰余金は、資本取引から生ずる剰余であり、企業外部から繰り入れたもので、利益剰余金は、損益計算上の利益の額により得られるものであります。令和元年度は地方公営企業法適用初年度であることから、当年度純利益1億3,464万4,165円が利益剰余金合計と同額となります。資本金と剰余金を併せた資本合計は20億1,522万5,806円になります。続きまして、8～9ページの貸借対照表です。貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、年度末において保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示したものであります。左側の資産は、企業の経営の活動手段である運用形態を、右側の負債・資本は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものであります。まず、8ページの資産の部ですが、固定資産の合計額が191億1,530万6,093円になります。詳細は28～31ページの有形固定資産明細書に掲載してあります。次に流動資産ですが、合計額は2億6,660万3,631円で、うち現金預金は2億3,423万8,090円で、令和2年度への繰越現金となります。未収金は、2,183万7,233円で、詳細につきましては19ページに未収金明細書に掲載しております。また、未収金貸倒引当金160万9,000円は、過去の貸倒実績率で算出した額になります。なお、固定資産及び流動資産を併せた資産の合計は、193億8,190万9,724円となります。次に9ページの負債の部です。負債は固定負債・流動負債・繰延収益に区分され、1年以内に納期が到来するものを流動負債に、流動負債

及び繰延収益以外の債務で、納期が1年以降に到来するものを固定負債に分類しております。固定負債は64億2,696万9,582円、流動負債は6億9,876万1,498円で、うち未払金が4,150万5,398円となっております。また、賞与引当金739万8,000円及び法定福利費引当金145万7,000円は、次年度の6月に支払われる賞与の算定期間のうち、令和元年度の負担となる令和元年12月から令和2年3月までの4か月分を引当てたものです。繰延収益は102億4,095万2,838円で、補助金等をもって取得した資産の減価償却に伴い、収益化していくものであります。なお、固定負債、流動負債、繰延収益を併せた負債の合計額は、173億6,668万3,918円となります。続きまして、資本の部です。資本金は、13億1,491万3,068円で、剰余金は、資本剰余金が5億6,566万8,573円、利益剰余金が1億3,464万4,165円で、併せて7億31万2,738円となります。資本金と剰余金を併せた資本合計は、20億1,522万5,806円で、負債と資本の合計額は193億8,190万9,724円となります。この金額は、8ページの資産合計と一致いたします。10～11ページは注記表になります。注記表は、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準及び手続きを掲載したのになります。以上が、決算書に関する説明でございます。続きまして、決算付属書類について説明いたします。決算付属書類の12～20ページは下水道事業報告書です。12ページは概況です。令和元年度は、国分隼人地区で隼人見次地区污水管渠工事のほか、5件の管渠工事を実施し、10.11ha、延長1,753mの整備を行い、事業計画区域の整備率を93.4%、処理区域内人口410名の増を図りました。また、処理施設整備工事として、国分隼人クリーンセンターに3池目を増設し、牧場クリーンセンターも改修工事を行い、安定した汚水処理に努めてまいりました。職員に関する事項は、下水道事業支弁の職員数を掲載しております。令和2年3月31日現在の職員数は13名です。14～15ページは、工事概要となっております。合計36件で、事業費は、前年度からの繰越工事に係る変更増分を含めて6億4,941万3,300円となっております。また、令和2年度への繰越工事は、1件で2,808万8,000円となっております。続きまして、16ページは業務量を掲載しております。年度末水洗化人口・接続人口は3万4,673件で、年間処理水量が503万4,913 $\text{m}^3$ 、有収水量が414万8,464 $\text{m}^3$ となっております。次に、17～20ページは会計に関する事項です。主要契約の要旨は、資本的支出の契約額300万円以上のもの15件を掲載しております。18ページには企業債の概況を掲載しております。前年度末の残高が73億2,353万3,799円、当年度借入高が3億6,820万円、当年度償還高が6億2,506万3,983円で、令和元年度末残高は70億6,666万9,816円です。なお、企業債明細書を32～39ページに掲載しております。19ページには未収金明細書を掲載しております。未収金の合計は2,183万7,233円です。20ページには事業資金収支表を掲載しております。この表は、令和元年度の実際の現金の動きで、受入資金から支払資金を差引いた額が2億3,423万8,090円で、この額が令和2年度への繰越現金となります。21ページはキャッシュフロー計算書です。間接法により作成しております。キャッシュフロー計算書は、貸借対照表の資産のうち、現金預金が1年間の経営活動でどのように動いたかを示すものです。業務活動によるものが4億668万1,000円の増、投資活動によるものが1億654万7,000円の減、財務活動によるものが2億5,686万4,000円の減で、資金増加額は4,327万円となり、資金期首残高1億9,096万8,000円にこれを加えた資金期末残高は2億3,423万8,000円で、貸借対照表の現金預金の額と一致します。次に、22～25ページは収益費用明細書、26～27ページは資本的収支明細書で税抜きの決算状況です。28～31ページは固定資産明細書、32～39ページは企業債明細書となっておりますので、お目通しください。40～41ページは平成31年4月1日現在の開始貸借対照表です。令和元年度から地方公営企業法を適用したことにより、適用年度開始時の貸借対照表を記載しております。42ページは消費税計算書です。令和元年度の消費税及び地方消費税は712万200円となっております。以上が、令和元年度霧島市下水道事業会計決算書の説明になります。以上で説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松元 深君）

一般会計からの繰入れは幾らですか。

○下水道課長（池之上淳君）

全体の金額は6億5,332万4,000円です。

○委員（松元 深君）

この損益計算書で他会計からは4億2,349万2,000円となっているんですが、ここの差はどうなっているのでしょうか。

○下水道課長（池之上淳君）

この22ページの収益費用明細書をご覧になっていると思います。他会計補助金につきましては4億2,349万2,000円。それから3番目の特別利益の一つ上の所にあります資本費繰入収益1億583万2,000円。それと26ページの資本的収支明細書の他会計補助金1億2,400万円、この三つを加えたものが6億5,332万4,000円なります。

○委員（松元 深君）

損益計算書では、この1億2,400万円は出てこないということですか。それと4ページには資本的収入で企業債、他会計補助金、国庫補助金があるんですが、この営業外収益のここの違いはどういうことでしょうか。

○下水道課長（池之上淳君）

一般会計からの繰入金につきましては、3条予算の分が収益的費用の22ページに出てくる他会計補助金と資本費繰入収益です。26ページは、4条予算で資本的収支で他会計補助金。3条予算と4条予算と別々になって、金額が別々出てきていますけれども、合計で6億幾らということですよ。もう一つが——。「OK」と言う声あり] いいですか。

○委員（植山利博君）

一般会計からの繰入れが6億5,332万4,000円という説明を受けたわけですが、例えば3ページ、4ページ、資本的収入及び支出、ここでも他会計補助金1億2,400万円と負担金等5,123万8,910円、ここでは出てこないんですか。一般会計からの繰入れが、一発で分かるようにはなってないんですか。今おっしゃるのは、あれもこれもと足して分かったんだけど。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

帳簿上で、3条予算、4条予算、収益収支と資本収支と分かります。「了解」と言う声あり]

○委員（松枝正浩君）

決算書15ページ、令和2年度への繰越工事とありますけれども、この2,808万8000円の繰越理由はどのような理由なのか、お示してください。

○下水道課長（池之上淳君）

入札が不調に終わる部分があったりして、これ自体は協定ということで、日本下水道事業団に協定で頼んでいる分なんですけれども、日本下水道事業団が各設備業者等に発注をするわけです。その際に入札で不調に終わりました、それで繰越しをしないといけなくなったというような状況でございます。

○委員（植山利博君）

12ページです。事業計画区域の整備率を93.4%と。処理区域内全校が410名の増だと。口述で、新たな水洗化人口が1,296人に増加したということになっていますよね。新たに区域が広がった対象人口よりも、はるかに多くの方が新たに接続をしたということは、今まで整備をされていた区域の方々がつかない量がかかなりあるという理解でいいんですよね。

○下水道課長（池之上淳君）

まず、数字の説明をさせていただきますと事業計画区域の整備率の93.4%。それと処理区域内人

口の410名の増というのは国分隼人地区の数字になります。これが前年と比して増えたということになります。あと、1,296人というのは、国分隼人、それから高千穂処理区も含めてのことですけれども、これはおっしゃるように、下水道につないで、その方々が増えたということで理解していただいで結構です。

○委員（植山利博君）

16ページ、供用開始区域人口は4万97人。その下の水洗化人口、接続人口は3万4,673人とあります。その差額5,424人は区域内だけれども、まだつないでいない人がこれだけいるという理解でいいんですよね。

○下水道課長（池之上淳君）

そのとおりです。

○委員（植山利博君）

だから、できるだけ区域内の人はつないでもらわないといけないわけですよ。そのほうが効率もいいし、収益も上がるし。そのために、わざわざ工事をしてるわけですから。そのつないでもらうための取組は平成元年度はどのようなことをされましたか。

○下水道課業務グループ長（瀧間 宏君）

この接続率の推進につきましては、私どもも課題として認識しております。令和元年度の活動ということでございますが、令和元年度につきましては広報誌による広報活動のみを行いました。と申しますのが、前年の平成30年度に340件程度、個別訪問を行いましたので、続けて訪問という方策を取らずに、昨年につきましては広報活動のみ行いました。ただ、繰り返しになりますが、課題としての認識がございますので有効な活動を今後行いたいと考えております。

○委員（植山利博君）

健全な下水道事業を進める上にも、つないでくださる方々を増やす努力を今後し続けていただきたいと求めておきます。

○委員（前川原正人君）

課長口述の2ページの中で、令和元年度は地方公営企業法適用初年度になったんだということで、当年度純利益が利益剰余金合計と同じになったんだという説明があったんですけど、次年度以降は、ここの表記はどのようになっていくという理解でいいんですか。

○上下水道部長（坂之上浩幸君）

法適用初年度でございますので、当然引継ぎされている利益剰余金はなかったということでここはゼロになります。今年度はまだ初年度であることから、この剰余金の処分は議案としても上げておりません。ですので、この持っている利益剰余金から令和2年度で補填財源等で使う場合もありますが、ここに今度は、その金額が損益計算書のその他未処分利益剰余金変動額と、水道でいえば、前年度利益剰余金が出てきますので、その合算額がこの金額になるのかなと思ってます。

○委員（前川原正人君）

決算書13ページ、この中で行政官庁許認可等事項ということで、この上の部分については、同意額が出てます。令和元年11月5日、鹿児島県知事の届け先で、辺地及び過疎対策事業ということで、それなりの同意額を計上しているわけですけれども、これは財源的な担保をするというそういう点での同意となるのか。内容をお知らせいただけますか。

○下水道課業務グループ長（瀧間 宏君）

こちらの同意額につきましては、年度当初に、当年度に実施予定の事業量に応じまして、国庫補助金などの財源を除いた残りの財源について申請をし、申請額とおりに同意を頂いたものでございます。

○委員（前川原正人君）

ということは、金額が同意をされたということは、鹿児島県からのしっかりとした財源として見込めるという理解でよろしいわけですか。

○下水道課業務グループ長（瀧間 宏君）

そのような理解で間違いありません。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、24ページになります。毎年、指摘をしていることですが、報償費が出ております。この中で805万7,600円ということで、お金がある方が早目に納めて、前納報奨金という形で20%安くなるわけですが、これは大体何世帯分に当たるのか、お知らせいただけますか。

○下水道課業務グループ長（瀧間 宏君）

この前納報奨金の決算額805万7,600円は、全期前納のほか年度一括など、任意の期数を前納したものを含んだ金額であり、件数は266件でございます。また、そのうち全期前納は134件ございました。

○委員（厚地 覺君）

先ほど、一般会計からの繰入れが6億5,332万4,000円と言われましたけれど、20ページの事業資金収支表では、一般会計補助金と資本費繰入収益はどういう理由で分けてあるんですか。

○下水道課業務グループ長（瀧間 宏君）

令和元年度当初予算の作成に当たりましては、公営企業会計移行前の特別会計時代の算定方法にのっとり、歳入歳出見込額に不足する歳入見込額を一般会計から全額繰り入れることとして積算を致しました。また、その積算した金額を頂いたところでございます。令和元年度初めての決算に当たりまして、3条あるいは4条で受け入れるべき補助金の考え方というのを改めて整理しましたところ、資本費繰入収益、これは建設改良費に充てた企業債の元金償還に対する一般会計からの補助金というのを4条で受け入れた場合には4条予算ですので、毎年度、耐用年数に応じて収益化していかなければなりませんけれども、3条で一括して受け入れることが、会計上、経理上大きな影響がないと考えられる場合は、3条で資本費繰入収益として一括して、元金償還金に対する補助を受け入れることができますので、そのように整理をしたところでございます。

○委員（厚地 覺君）

この中から、特環に対する繰入金というのは幾らですか。

○下水道課業務グループ長（瀧間 宏君）

総額6億5,332万4,000円のうち、特定環境保全公共下水道に対する繰入れは1億2,620万1,000円でございます。

○委員（植山利博君）

確認ですが、口述の2ページですが、引継金1億9,096万7,969円ということをおっしゃいましたが、これも特別会計から企業会計へ移るときだけの、言えば、本来なら繰越利益剰余金という形で引き継ぐものを、こういう表現がしてあるという理解でいいんですよね。

○下水道課長（池之上淳君）

そのようによろしいです。

○委員（植山利博君）

16ページ、年間処理水量が503万4,913 $\text{m}^3$ ですか。年間有収水量が414万8,464 $\text{m}^3$ となっていて、それぞれ対前年の比率がそれぞれ103.2%、100.7%となっているわけですが、有収水量は0.7ポイント伸びているけれど、年間処理水量は3.2ポイント伸びているということは、ロス、無駄が若干増えたという理解をするわけですが、その要因はどのようなことですか。効率が少し悪かったということは事実ですよね。有収率は0.7ポイント伸びて、年間の処理水量は3.2ポイント伸びているわけですから、そういう理解でいいんですよね。

○下水道課長（池之上淳君）

有収水量というのは使用料としてもらえる分ですけれども、そのほかに、要は例えば雨が降ったりといったときに、不明水というのがございます。実際、それはどうしても入ってくるものがございます。そういったところで、その量が多かったのではないかというふうに考えます。

○委員（植山利博君）

実際に使用料として入る分よりも、そのロスの部分が増えたということで理解はいいですよ。

○下水道課長（池之上淳君）

そのようでいいです。

○委員（植山利博君）

課題は、要するに使用料と処理費用がどのようになっていますか。そこを少し説明ください。1 t当たりの使用料と1 t当たりの処理単価。

○下水道課業務グループ長（瀧間 宏君）

汚水処理費を有収水量で除した汚水処理原価、公共下水道事業で1 m<sup>3</sup>当たり176円、特定環境保全公共下水道で1 m<sup>3</sup>当たり367円でございます。一方、年間使用料収入を有収水量で除した使用料の単価は、公共下水道事業で1 m<sup>3</sup>当たり95円、特定環境保全公共下水道で1 m<sup>3</sup>当たり97円でございます。

○委員（植山利博君）

ということは、原価よりも半分ぐらいの使用料しか取っていないと。これは、今年から、いわゆる独立採算を目指すということで企業会計に移行した。で、先ほどから議論になっている一般会計からの繰入れが6億円程度あるということは、受益を受けている人と受益を受けていない人がいるわけですよ。だから、当然な受益者負担という考え方は出てくるはずですから、この料金の在り方についても、公営企業になったことを契機として見直す必要があると私は思うんですが、いかがですか。

○下水道課長（池之上淳君）

おっしゃるように、平成30年8月に経営戦略というのを策定しまして、その中で使用料の改定というのをしていくということで考えておりましたけれども、9月議会の一般質問でもございましたように、まず、第一段階の値上げというのを1年ほど延期というような状況でしておりますが、それについては、企業会計ということで今後やっていくこととしております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第79号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時32分」

「再 開 午後 4時37分」

### 【議案処理】

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより決算関係議案13件の議案処理を行います。議案番号順に行います。

### △ 議案第67号 令和元年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（前島広紀君）

まず、議案第67号、令和年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第67号、2019年度一般会計予算歳入歳出決算に対しまして、反対の立場から討論を行いたいと思います。この今回の特徴的な部分では、市の財政調整に活用可能な3基金が152億2,157万1,000円であります。これは霧島市経営健全化計画（第3次）から見ましても、大きな乖離が見られると思います。市債、いわゆる借金ですが、これも543億183万6,000円で、この部分につきましてはブロック塀とか、学校施設関係の冷暖房施設対応臨時特例交付金など、その時々的情勢の変化によるものであることも認識を致しております。この財政調整に活用可能な3基金の年度末見込みを見てみますと124億8,433万4,000円が予定されておりますが、この基金予定額は、霧島市経営健全化計画（第3次）から見ても、過剰な3基金であることが予想されています。合併して、広範囲の面積となった霧島市であり、市民の暮らしや福祉を優先した市独自の取組施策が求められると思いません。反対する大きな理由は、牧園総合支所の新庁舎建設事業と致しまして、今回の決算で9,753万9,000円の決算額であります。本計画に対しまして、これまで既存の牧園庁舎は1992年に建設され、今年で28年経過をしております。利用計画が、今の段階ではある一定程度の方向性が出ているわけですけれども、実際に建設が動き出している今現在、今後20年以上も活用できる施設であることを、これまで指摘をしてきた経緯がございます。二つ目の理由は、部落開放同盟隼人支部に対する補助金が103万円の計上として決算が出ております。この根拠とされてきたのが、同和対策事業特別措置法、これがもう2002年には、その法律も根拠がなくなっており失効している状況であります。三つ目の理由は、市長の公約としているこども館建設の問題がございます。こども館の建設は、建設すればいいものではなく、その場所は利便性がよいこと、最小の経費で最大の効果が期待されること、そして、公共施設等の利活用や地域経済、地域活性化、経済効果など総合的バランスが求められることは言うまでもありません。子供が安全に遊べる一人当たりのスペースは2.5㎡でございますが、こども館の面積は282㎡であり、面積も不足していることも明らかになっております。四つ目の理由ですが、昨年10月から食料品を除く消費税が10%に税率が変更された経緯がございます。その際、非課税世帯と3歳未満の世帯に対しまして、消費税の増税の影響を緩和するとして、プレミアム付き商品券事業が展開をされ、決算審査でも明らかになりましたように、約40%しか利用されなかったことが報告をされております。この問題につきましても、国策で進められたことになるわけですが、事業が終了したわけでありまして、日々の生活に関わる部分で、これ以上の消費税が徴収されることとなります。以上の特徴的な問題点を指摘いたしまして、私の討論と致します。

○委員（徳田修和君）

私は、議案第67号、令和元年度霧島市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。令和元年度の財政運営については、普通交付税の合併特例措置が令和2年度で終了することなどを見据えながら、霧島市経営健全化計画（第3次）等のもと、財政の健全性の確保にも努めてきた結果、令和元年度一般会計決算では歳入総額635億9,207万5,000円、歳出総額609億5,939万9,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は26億3,267万6000円。さらに、この金額から翌年度へ繰り越すべき財源6億6,881万6000円を差し引いた実質収支は19億6,386万円の黒字となっています。また、令和元年度末の市債現在高は543億183万6,000円で、前年度末より約16億円の減。財政調整に活用可能な3基金の合計残高については、152億2,157万1,000円となり、前年度末より約5億円下回っているものの当初の計画は上回っております。これは今後、中長期的な財

政収支の均衡を保ち、将来においても安定した財政運営を行うために必要であると認識しております。歳入面を見ると、市税徴収率が10年連続で昨年度を上回るなど、各収入の徴収率向上にも取り組む一方、使用料等の見直しによる受益者負担の適正化やふるさと納税などの自主財源確保にも努めておりました。歳出面では、光ブロードバンド整備第1期の完了、小中学校の大規模改修等の着手、普通教室通等の空調施設整備、新たに取組がなされた産婦健康診査とロタウイルスワクチンの予防接種費用の一部助成などを始めとして、各所管において、市民の豊かな生活に直結する事業が取り組まれております。健全化判断比率と資金不足比率を見ても、いずれの比率も国の示す早期健全化基準を下回っており、比較的健全な財政運営が行われてきたものと判断できます。以上のようなことから、本議案については認定すべきものと判断できると考えます。委員諸兄の御賛同を求め、討論を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第67号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第67号は認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第68号 令和元年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第68号、令和元年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第68号、2019年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対しまして、討論を行いたいと思います。国民健康保険会計は2018年から鹿児島県に国保運営に係る保険者が移管された経緯がございます。本決算では、本市の国保の保険必要額を一人当たり10万3,346円として、伸び率では県は8.79%と試算した経緯があります。これを受けまして、本市では、医療分の国保税に係る所得割11.60%、均等割2万2,400円、平等割2万3,000円に改定し、高齢者支援金分、介護納付金分も軒並み引き上げられ、所得250万円の4人モデル世帯、夫婦、子供二人の負担は、2018年度49万7,300円から54万5,500円、実に4万8,200円の引上げとなりました。保険の域を超える状況となっております。本決算の基金も見てますと、決算年度末の3月末で1億5,800万円という状況であります。これは基金涵養額としては決して多くない基金額であることも承知を致しております。国保制度への加入は、最終的に加入することになる制度として行政が認識し、国保世帯約1万6,300世帯の暮らしと福祉を守るための施策として、一般会計からの繰入れで負担軽減を図るべきことを求めまして、私の反対討論としたいと思います。

○委員（植山利博君）

私は、議案第68号、令和元年度霧島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を致します。国保会計は、我が国における医療制度の中で最も重要で、かつ効率的な社会保障制度であると評価をするものであります。また、社会保障制度であると同時に、相互扶助の



理念に基づく制度であるということも言わなければなりません。所得階層に応じて、7割、5割、2割の法定減免がなされ、特に低所得者に対しては配慮が十分になされている制度であると思います。平成元年度は、7割減免が7,565世帯、5割減免が3,149世帯、2割減免が2,241世帯あるなど、大変手厚く対策が講じられております。また、高齢者に大変負担が掛かって、年金暮らしの方に負担が掛かるというような議論もありますけれども、徴収率を見ても、若い世代、10代は76.24%、20代が81.77%と、かなり低くなっておりますけれども、50歳を超えてからは、99.19%であるとか、60歳代が96.98%、70歳代が98.72%、80歳代が98.04%などと徴収率はかなり高くなっております。このことは、高齢者の方々が国保制度によって、多くの受益と恩恵を受けているということのあかしになるんだろうと思います。一方、所得階層別の徴収率を見ると、年収0円の方が93%、100万円から、だんだんあるわけですが、所得階層による徴収率の差がほぼないということが明らかになっております。また、医療給付を多く受けてらっしゃる方は、年間に3,711万7,890円も受けていらっしゃる方がいらっしゃる同時に、ベストファイブを挙げると1700万円以上の受益を受けられております。こういうコロナなどの流行に際しても、日本は世界に冠たるこの国保制度があるからこそ、誰でも気軽に医療を受けられる制度だということを申し上げて、私の賛成討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第68号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第68号は認定すべきものと決定いたしました。休憩します。

「休憩 午後 4時53分」

（午後5時以降審査続行確認）

「再開 午後 4時53分」

○委員長（前島広紀君）

再開します。

### △ 議案第69号 令和元年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第69号、令和元年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第69号、霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対しまして、反対の立場から討論を行います。本制度は75歳以上の高齢者、65歳以上の障がい者を対象にした制度として発足し12年がたちました。75歳以上の年齢で機械的に区切り、一つの医療保険に無理に囲い込む制度は保険料アップが繰り返されるなど弊害と矛盾が深刻であります。制度発足直前、厚生労働省幹部が、「医療費が際限なく上がり続ける痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただく」と発言し、大問題となった経緯がある。実際、75歳以上の人口が増えるほど保険料アップにつながる仕組みに

なっており、値上げの傾向に歯止めがかからず、年金から天引きされる保険料の重さが暮らしを圧迫していることは明らかである。保険料は、所得割3, 40%, 均等割7, 400円, 平等割6, 400円であり、課税限度額も19万円と年金受給者には厳しい保険となっています。そういう中で、年金額が減少していく中、負担は重くなっている実情がございませぬ。これまで財務省の社会保障費カットの具体案は、4月23日の財政制度等審議会は新たに75歳になって負担を増やすだけでなく、既に後期高齢者となっている者についても、数年かけて段階的に2割負担に引き上げるべきと迫っています。病気になりがちな人が多くて、医療費がかさむから、自分たちでその分を負担せよという考えを明らかにしていることも最近報道をされました。後期高齢者医療保険制度は、普通徴収保険料、いわゆる口座引落、若しくは納付書と、年間の年金額18万円以上の方は特別徴収保険料、年金からの引落しというふうになっておられますが、これは有無を言わせず天引きされる制度であります。下がり続ける年金から徴収をされ、この保険制度は国策で進められている制度であります、賛成できないことを申し述べ、私の反対討論と致します。

○委員（植山利博君）

私は、議案第69号、令和元年度霧島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反省の立場で討論を致します。後期高齢者医療制度は、病気にかかりやすい医療を受ける機会の多い高齢者を国民みんなで支え合うという思いで制度設計がなされております。若い方が高齢者の医療を担っていく。そのことによって、高齢者ができるだけ負担の少ない形で適切な医療を受けられる制度だと私は思っております。また、現役並みの所得のある高齢者に対しては一定の負担を頂く方向に進みつつありますけれども、これも年間所得が若い人以上に所得のある方には応分の負担を頂くのは当然のことだと私は思っております。ただ、所得の低い方については、そこに十分な配慮をすることが制度設計の中で私は設けられている制度だというふうに理解をしますので、この決算は認定すべきものだとすることを申し上げて、私の賛成討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第69号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第69号は認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第70号 令和元年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第70号、令和元年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませぬか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませぬか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第70号、2019年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、反対の立場から討論を行います。介護保険制度創設をされた当時、家族が支える介護から社会が支える介護へのキャッチフレーズで始まり、2015年度からは特別養護老人ホームへの入所できる高齢者を介護3以上に限定し、介護施設の部屋代や食事代などを国が助成する補足給付も縮小された経緯がござい

ます。国策として進められている介護保険制度は2000年から始まりまして、今年でちょうど20年になるわけでありましたが、改定のたびに本制度は後退してきた経過がございます。これまで、要支援1と2の方たちの訪問介護と通所介護を保険給付からはずし、市町村が主体となる介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業に移行されるなど、介護が必要な人が介護を受けられないところまで追い詰め、そして、高齢者の方たちから介護保険料は容赦なく、今でも少なく下がり続けている年金から徴収されている状況でございます。2018年度から3年間、第7期介護保険事業計画は、介護保険料基準額を年間保険料で6万6,000円だったものを5,760円の値上げし7万1760円に、所得階層の第1段階の80万円以下の所得でも年額2万9,700円を3万2,292円に負担増とした。これまで介護保険会計積立基金から1億4,000円を活用されている経緯がございますが、2008年の厚労省の通達では、介護保険準備積立金は、最低限必要と認める場合を除き、基本的は次期計画において歳入に繰り入れるべきであることを明らかに致しております。本決算の積立基金は約5億8,000万円あります。これは、不用額5億7,733万9,162円と同額程度の基金が積み立てられており、この一部を次年度では介護保険料引下げのために活用すべきと考えます。介護保険制度は、この制度も国策として進められておりますが、県内では市の裁量で負担軽減の仕組みを創設する取り組んでいる事例もあり、負担軽減をしている自治体もございます。サービス切捨てや負担強化ではなく、国庫負担の引上げを図り、安心して老後を過ごせる施策こそ市に求めることを指摘し、反対の討論と致します。

○委員（徳田修和君）

私は、議案第70号、令和元年度霧島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論します。第7期介護保険事業計画に基づき運営され、収入済額は112億9,704万2,743円で、支出済額は110億1,711万1,901円で、形式収支は2億7,993万842円となっております。歳出総額の89.8%を占める保険給付費は98億8,939万1,838円で、前年度比0.63%の伸びであります。令和元年度は、介護給付費準備基金1億4,000万円を取り崩し、安定した保険給付に努めており、第1号被保険者の保険料については、平成27年度から保険料区分を9段階にすることにより、引き続き低所得者の負担軽減がなされています。これらの取組は評価しております。加えて、介護保険の収入総額の約8割以上が国県を始め、他の財源で賄われており、このことは、介護保険制度が真に高齢者の生活を国民みんなで支える制度であるとのあかし私であると考えます。また、出納閉鎖日現在の介護給付費準備基金の積立残高は6億2,027万6,941円となっております。この基金については、これまでも必要に応じて適切に基金の取り崩しを行い、保険料の軽減に充当がされてきています。今後、ますます進展すると思われる少子高齢化、人口減、介護保険給付費の増崇などを考慮すると、安定的に持続可能な介護保険制度を堅持するためには合理的で整合性のある金額と評価をするものであります。よって、本議案は認定すべきであると考えます。委員諸兄の御賛同を求め、討論を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第70号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第70号は認定すべきものと決定いたしました。

△ 議案第71号 令和元年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第71号、令和元年度霧島市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なし認めます。採決します。議案第71号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第71号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第72号 令和元年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第72号、令和元年度霧島市温泉供給特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第72号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第72号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第73号 令和元年度霧島市水道事業会計決算認定について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第73号、令和元年度霧島市水道事業会計決算認定について自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第73号、2019年度霧島市水道事業会計決算認定につきまして、反対の立場から討論に参加を致したいと思えます。反対する最大の理由は、議論の中でも申し上げましたけれども、窓口業務等包括的委託ということで、本決算で1億9,053万6,000円が委託業務として計上されておりました。これは、経費の縮減や効率化を目的とした集中改革プランを具体化したものであります。生活に欠かせない水道は、民間委託ではなく市の責任で運営すべきであることを指摘した経緯がございます。民営化は、人件費や様々な経費の節減につながるの見方もあります。その方法には、窓口受付業務、検針業務、調定収納、滞納整理業務、給水停止業務などが進められ、いずれも個人情報扱うことから情報漏えいの危険が懸念されることも、これまで指摘をした経緯がございます。また、本会計の中でもありましたように、消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式とのことでありますが、10月からの消費税8%から10%への増税によりまして、その負担も水道料金に上乗せさ

れていることも明らかになっております。最低限必要な水にも税金を課税することには賛成できないことを指摘いたしまして、本案に対する私の討論と致します。

○委員（松元 深君）

私は、議案第73号、令和元年度霧島市水道事業会計決算認定について、賛成の立場を明らかにし、討論に参加いたします。実績と致しましては、給水人口が12万922人。少し減少はしておりますが、水道事業としては、有収率にしても昨年とほとんど変わらない良い状況であります。それと、簡易水道事業につきましても、布設工事等を行いながら、漏水防止等の努力をされていることを評価したいと思います。水道事業は、当然これから水源池の確保、水源地の改良等を行っていく上で、これからも多額の資金を費やしていかなくてはいけません。令和元年度水道事業会計におきましては、順調な推移で会計が進んでいることを認め、賛成討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第73号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第73号は認定すべきものと決定しました。

#### △ 議案第74号 令和元年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第74号、令和元年度霧島市水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第74号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う声あり]

御異議がありましたので、起立により採決します。議案第74号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第75号 令和元年度霧島市工業用水道事業決算認定について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第75号、令和元年度霧島市工業用水道事業会計決算認定についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第75号、2019年度霧島市工業用水道事業会計決算認定に対して、反対の立場から討論に参加を致したいと思います。この工業用水につきましては、企業誘致ということで、責任水量制という制約の中で運営し、これまで誘致した企業に供給されている性格がございます。本会計の問題点は、市民が支払う水道料金は13mm口径で、1 m<sup>3</sup>基本料金490円と消費税の合計で539円です。20 mm口径では979円となっている。従量料金は1 m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>が85円、11m<sup>3</sup>から30m<sup>3</sup>では105円でございます。一方、工業用水道料金は、1m<sup>3</sup>当たり基本料金45円、超過使用料では90円の料金で対応している実態がございます。これは、旧国分市当時の背景や責任使用水量制の制約もございしますが、市民が使う水道料金はしっかり徴収されておりますが、工業用水道についても企業誘致している企業からも社会的責任を果たす観点からも見直しが必要であることを指摘し、賛成できないことを申し述べておきたいと思います。

○委員（徳田修和君）

私は、議案第75号、令和元年度霧島市工業用水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論します。工業用水道事業は、令和元年度は15社、22事業所に給水し、産業基盤の確立に必要な安定的かつ低廉な価格の給水を確保するために、施設の保守管理に努め運営されてきました。契約としては責任水量制を採用しているということで、ここが論点とはなっておりますけれども、本市は、1 m<sup>3</sup>当たり45円で契約がされております。九州沖縄の平均を示されておりますけれども、九州沖縄の平均は23.23円ということで、本市は決して料金設定が低いほうではないというような認識も持っております。さらに、2029年に主要設備の耐用年数が来るということから、現在、料金の契約の在り方、見直し等にも入っているという報告も受けております。今後、責任水量制の在り方自体は検討に入られるということで、現在の現時点での運営としましては、本市の工業用水道は、地域経済の振興発展に十分寄与しているものと思われ、設備運営に関してもしっかりと行われているものと思っておりますので、私は、この議案は認定すべきものと思います。委員諸兄の御賛同を求め、討論を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第75号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第75号は認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第76号 令和元年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第76号、令和元年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第76号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う声あり]

御異議がありましたので、起立により採決します。議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第77号 令和元年度霧島市病院事業会計決算認定について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第77号、令和元年度霧島市病院事業会計決算認定についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なし認めます。採決します。議案第77号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第77号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第78号 令和元年度霧島市病院事業会計剰余金の処分について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第78号、令和元年度霧島市病院事業会計剰余金の処分についての自由討議に入ります。御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なし認めます。採決します。議案第78号について、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第78号については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第79号 令和元年度霧島市下水道事業会計決算認定について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第79号、令和元年度霧島市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

○委員（植山利博君）

令和元年度に初めて企業会計へ移行したわけですが、この下水道の使用料の在り方、このことについては、過去からも議論があったところでもありますけれども、使用料がトン当たり95円、これは国分隼人下水道、特環のほうで97円。ただし、処理原価としては、国分隼人で176円、特環で367円ということで、使用料が果たして適正であるかということも、執行部内でも議論をされておりますけれども、企業会計になったこの機を捉えて、しっかりと議論をして、適正な使用料にするするべ

きだというということを申し上げ、私の自由討議と致します。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第79号、令和元年度霧島市下水道事業会計決算認定に対して、反対の立場から討論を行いたいと思います。本決算に反対する最大の理由は、公共下水道の受益者負担金に係る前納報奨金の問題であります。本来であれば、5年間で納入すべきものでありますが、これが20%割引かれるという点でございます。この制度が始まった背景には、高い金利時代に受益者負担金から20%を報奨金として値引きすることによりまして、行政の資金繰りを良くするための手段としてとられてきた経緯がございます。現在では、ゼロ金利政策が長く続く中で、経済的に余裕のある世帯は前納報奨金で恩恵を受けることとなりますが、そうではない世帯は全額の負担金を5年間掛けて支払うこととなります。それよりも下水道エリアに該当する方たちの受益者負担金を全体で20%引き下げて、エリア全体の世帯に恩恵が受けられるように検討すべきだということを指摘いたしまして、私の討論と致します。

○委員（松枝正浩君）

議案第79号、令和元年度霧島市下水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論を致します。下水道事業は、平成31年4月1日から公営企業法の適用をし、会計制度も企業会計決算書も公営企業会計となっております。事業を行うことにより、国分隼人処理区では93.4%、高千穂地区では92.6%、全体で93.3%の成果を得ております。また、国分隼人クリーンセンターの3池目増設工事や牧場クリーンセンターの改修工事等の整備を進め、安定した汚水処理に努めているところであります。併せまして、監査委員の意見書の中でも、見える化が図られているということも言われている一方で、やはり、中長期的な視点に立った経営の基盤の構築を図るとともに、健全で持続可能な下水道事業が推進されることを望むという意見も付けられております。これに基づいて、今回の口述でも、経営戦略の見直しを図りながら、公共の福祉の増進を図るため、企業努力による経営の安定・合理化に努めるとともに、下水道の施設の維持管理及び必要な整備更新を行ってまいりますということも申し上げられました。また、これについても期待を今後していきたいと思っております。また、報償費につきましても全体で266件、全期前納で134件ということで、浸透している経緯もあり、これについては引き続き行うべきものであるということをお願い申し上げます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第79号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者10人、起立多数と認めます。したがって、議案第79号は認定すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（前島広紀君）

議案13件について、委員長報告に何か付け加える点はございませんか。



○委員（松枝正浩君）

今回の決算資料，非常に工夫されて作られているところではあるんですけども，まだまだ工夫をされる点もありまして，さらに，丁寧な資料を作っていただきたいということと，随意契約の条項についての番号を記載していただきたいということをお願いしたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

それでは，ただいまの御意見を織り込むこととし，報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは，そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。以上で，全ての日程を終了しました。これで決算特別委員会を閉会します。

「閉 会 午後 5時25分」

以上，本委員会の概要と相違ないことを認め，ここに署名する。

決算特別委員長

前島 広紀